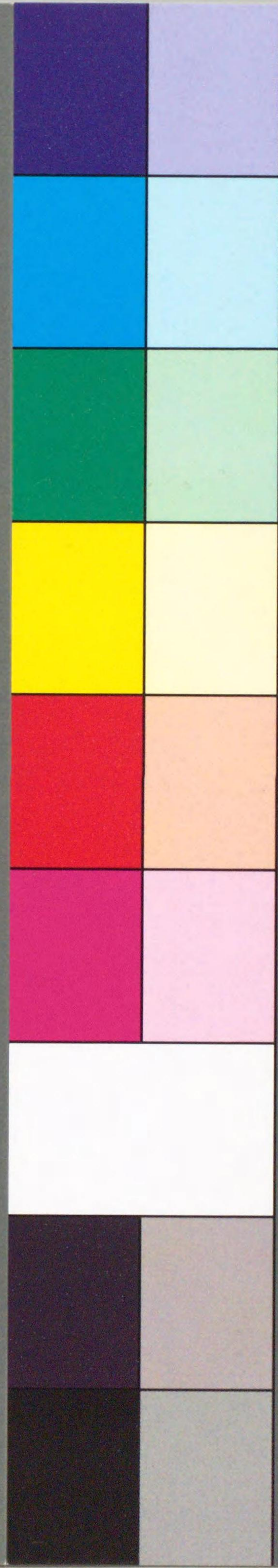


Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

DM391-J8
1200900195216

總研積雪支所
~~630~~
66
積K4545



昭和七年三月

沖繩之蠶業

沖繩縣

總研精雪支所

130

16

積K4545



DM391

J8



I 種

W



1200900195216

序 言

本縣の蠶業は、頗る優越せる天與の恵澤と、有利なる經濟的諸要素を、多分に保有するを以て、之を農業經營機構中に、有機的に按配する時は、窮迫せる農家經濟を速かに緩和せしむるに、劃切なる事業なりと認め、銳意之れが指導、獎勵を行ひしに、日尙淺きに不拘、顯著なる成績を示せり。

仍りて縣が、此の實勢に鑑み、速かに蠶業振興の飛躍を企劃せんとするに際し、本縣蠶業の一斑を輯録し、汎く之を頒布し、過去を偲び、現在を徴し、將來に資せんとす。

素より渺たる小冊子、能く之れを詳かにするを得ずと雖も、外本縣蠶業の紹介者たらしめ、内斯業の研精の資たらしむると共に、自ら發奮激勵する處あらば、洵に至幸也。

昭和七年三月三十一日

沖繩縣内務部

第四章

一、獎勵施設 口、産業組合製絲工場設置

第二節

蠶業試驗場

五二

第二節

蠶業取締所
イ、沿革 口、組織 八、設備 二、事業

五五

第五章

蠶絲業團體

五七

第一節

養蠶業組合

五八

第二節

蠶種業組合
イ、養蠶實行組合 口、養蠶業組合 八、養蠶業組合聯合會

六〇

附錄

一、大正元年以降蠶業年鑑

六一

一ノ一

縣廳關係者氏名

六一

一ノ二

蠶業試驗場

六五

一ノ三

蠶業取締所

六六

二、統計

計

六六

一、桑園

反別累年表

六六

二、養蠶戶數

累年表

六八

三、蠶種掃立枚數

累年表

七〇

四、繭生產額

累年表

七一

五、蠶絲類生產額

累年表

七六

六、累年蠶種製造統計

統計

七六

三、名所舊蹟案内

七七

第四卷 地理

第一章 位置及面積

第二章 地質

第三章 地勢

第四章 気候

第五章 産業

第六章 交通

第七章 人口

第八章 歴史

第九章 附録

一、大正五年以前の地勢

二、大正五年以後の地勢

三、沖繩の産業

四、沖繩の交通

五、沖繩の人口

六、沖繩の歴史

七、沖繩の附録

沖繩之蠶業

第一章 蠶業より觀たる本縣

第一節 位置及面積

本縣は東經一三一度二四分、北緯二四度六分に起り東經一二二度四五分、北緯二八度五三分の間に棋布せる大小六十有余の島嶼より成り、其の最も大なるものを沖繩本島と稱し周圍百十餘里、宮古、八重山の二群島を先島と唱へ、其の他大小の島嶼之に附屬し、本島は首里、那覇、島尻、中頭、國頭の二市三郡、先島は宮古、八重山の二郡より成り其の面積は、

那覇市	〇、三三三方里
首里市	〇、一六二〇〇
島尻郡	二六、三九三〇〇
中頭郡	一九、六八六〇〇
國頭郡	五〇、七四三〇〇
宮古郡	一六、一四八〇〇
八重山郡	四一、三三七〇〇
計	一五四、七八二〇〇

にして全國第四十三番に位し、佐賀縣と略々同面積なるも耕地總面積より見るときは京都府に殆ど同じ。而して之が作付

反別の割合は、耕地面積千分中 田、一〇六、四畑、八九三、六にして其の畑作の内譯は、普通畑、八八八、九桑畑、二、八茶畑一、〇果樹畑〇、三其他〇、六なり。然も其の桑畑は、本縣と同面積の京都府の一五八、七或は全國に於ける總面積對桑園總反別一一六、七に比し甚しく僅少なるも之は將來相當桑園面積を擴張し得る餘地あるを立證するところなり。

他面本縣の位置より考察するに消費都市を遠く離れたる南海の孤島なる爲め物産の移出を船便に依る關係上、運賃低廉にして價格高價なる物産の生産を奨励するにあらざれば。有利なる天恵も高率なる運賃に相殺せられ常に不利に立ち至るを思へば、比較的運賃低廉にして高價に販賣し得る繭又は生絲、尙進んでは絹織物として生産移出し得る蠶業の奨励は、本縣の地位より觀て緊要なる事業なり。

第二節 戸數及人口

昭和五年國勢調査に依れば現在戸數一二三、二七四戸にして、人口は男二七二、七九七人、女三〇四、七二二人なり。之を郡市別に示せば、

郡市別	戸數	人口		計	對一方里人口
		男	女		
那霸市	一四、三〇二	二七、三三三	三三、二二二	六〇、五三五	一九三、四〇二
首里市	四、七四六	九、四六六	一〇、六五三	二〇、一一九	二二四、一九一
島尻郡	三二、二五九	七二、一七八	七九、一五三	一五一、三三一	五、七三三
中頭郡	三〇、六一〇	六七、三三七	七六、二四一	一四三、五七八	七、二九三

國頭郡	一二三、八九五	四九、八一七	五七、三一一	一〇七、一二八	二、一一一
宮占郡	一一、五七五	二九、六四八	三一、七一九	六一、三六七	三、八〇〇
八重山郡	六、八八七	一七、〇二八	一六、四二三	三三、四五二	八〇九
計	一二三、二七四	二七二、七九七	三〇四、七二二	五七七、五〇九	三、七三一

にして其總戸數一二三、二七四戸中農業に従事するもの八二、九五六戸なり。内養蠶業に従事する戸數は七、二九六戸にして即ち農家戸數の約九分弱なり之れを他府縣の農家戸數對養蠶戸數の三割九分に比し、普及率甚だ僅少にして將來尙相當普及増加せしむる必要あり。殊に農家の現狀を見るに殆ど自作農にして、耕地作付面積は五反歩未満が四七、六一六戸、五反歩以上一町歩未満は二四、三三〇戸、一町以上二町未満九、八〇三戸、二町歩以上は四、八九二戸にして全農家戸數の六分に相當し、農家戸數一戸の平均耕地反別は約七反歩なるを見て如何に其の農業經營組織が小規模なるかを窺ひ知るを得。従つて本縣農業經營自家勞力を成る可く有利に展開することに依り農家經濟の向上を期すべきものなれば、此見界よりして蠶業を奨励するは急務と謂ふべし。

第三節 地勢及土質

本島の地勢は、東北より南西に延び東は大平洋に面し、北は鹿兒島縣に隣接し、南は一衣帶水の臺灣と相呼應し、西は遙に海を隔て、支那福建省と相對峙す。而して本縣は地勢上一般的に平坦であるのが特徴で、山嶽に乏しく本島北部、石垣島並西表島には稍高峰あるも標離五二六米を超ゆるものなし。

海岸線の延長は三九四里に及び且沿岸の屈曲多しと雖も珊瑚礁多き爲め良港に乏し。陸地狭長にして長河大川の流るゝもなく、水利灌溉に不便を感じる所少なしとせず。

以上を總括するに本縣は海洋中に點在する嶋嶼より成り、亞熱帯に位置するを以て、植物の景觀は自ら地方色豊富にして頗る特色を呈す。從て本縣の桑樹も著しく地方的特徴に富み、他府縣桑に比して幾多相違せる點あり。即ち本縣在來桑が同一系統の所謂沖繩桑に統一せられたる事實は、植物地理的並地文的に觀て注目すべき點にして、本縣の位置或は地勢其他四圍の環境の然らしめたる所以にあらざるか。此點養蠶飼料の一面より觀て他府縣に比し、著しき特異性として認めらるゝ所以なり。

土質に就て觀るに沖繩本島に於て水成岩層中最も古きは古生層にして本島の二分の一は之に依りて構成され、國頭郡全部と中頭郡の一部に及び本島の骨岩を成し山脉重疊して地形峻嶮平坦地少し右地層に屬する岩石は粘板岩多數を占め、砂岩輝綠岩等を以て組織さる、土性粘板岩の土地は余り良好ならざるも砂岩は森林に富み輝綠岩は粘質にして礫を混せる埴土の地多く地味良好なるを以て農耕地に適す。

古生層中、國頭郡の西方本部半島は古生紀石灰岩より成る、第三紀の土地は中頭、島尻の二郡に亘り多くは丘陵緩斜の地にて岩種は砂岩及頁岩多し、土性は多くは埴質土なるも地味良好ならず、之に次は珊瑚礁の土地にして島尻、中頭に露れ地勢は高臺平原を成す、土性は一般に有機質に乏しき粘土にして地味は石灰分豊富なるも良好と稱すべからず、先島群島中、宮古島は殆んど隆起珊瑚礁の土地にして其の最も高きは二百尺に及び礦物質及有機物に乏し、石垣島は地質上頗る錯綜し、水成岩層にありては古生層と第三紀及第四紀の沖積地あり、古生層は山丘をなし國頭地方の如く峻嶮ならず此の古生層地は島の北部半島より東側に連亘し一帯の山脉をなす、第三期及び第四期沖積層の土地は比較的狭く點々各所に散布さる、古

生層の土壤は砂岩及輝綠岩よりなり共に土性は良好なり、次に火成岩の分布を見るに其の區域甚だ廣大にして各所に頒布され就中花崗岩最も廣く西北の方面を占め山岳に富み地質良好なり、其の他綠岩瑯岩、安山岩等あるも地域は狭し、本島に於ける珊瑚礁の分布は南部一帯海岸に沿ひ廣大なる區域を占め其の他の沿岸地にも多少の分布ありて耕地に適す、西表島は全島殆んど第三期層より成り其の一端南東隅に於て珊瑚礁の土地を見、又東岸に沿ひ僅かに古生層の土地を見るのみ、而して第三期層は主として頁岩より成り砂岩之に亞く土性は良好と稱し難し。其の他慶良間島、伊平屋島は水成岩より成る古性層にして鳥島、粟國、渡名喜、久米の各島は火成岩より成り輝石安山岩其の大部分を占む、又與那國島は全島第三紀層より成り水田多く土地稍や肥沃なり。

以上を要約するに、本縣の土質は熱帶的色彩を多分に加味し、土壤學上相當複雑にして、他府縣とは余程趣きを異にすると思へられる。而して土質と桑樹の發育關係に就ては、徵すべき調査に乏しと雖も、本縣桑樹の繁茂の現狀を地方的に觀察すれば、國頭郡、中頭郡の北部並八重山郡等が比較的發育良好、桑樹の適地なりと認めらる點より推論して、本縣に於ける桑樹は、古成層並第三紀層に屬する砂質土或は礫質を混する排水良好なる壤土が適地なることは言を俟たざる處なり。

第四節 氣候

本縣は所謂亞熱帶常夏の氣候にして、海洋性の氣象を帶び氣溫高く、暑氣の期間長きを特徴とするも、晝夜四季寒暖の差少なく、盛夏七、八月の最高氣溫三五、五度にして未だ三七、八度（華氏一〇〇度）の酷熱溫度に達したることなく、却つて九州地方より暑氣の熾烈ならざるを覺ゆ。而して冬季は特に溫暖にして二月の最低記録四、九度に過ぎず、霜雪を見ること殆んどなく、春夏秋冬の變化他府縣の如く鮮かならず。從て四季草木の繁茂は頗ぶる旺盛なり。

今左に最近十ヶ年間の氣象概況を示せば次の如し。

最近十箇年ノ氣象 (自大正十一年至昭和六年)

其一 平均氣温並平均温度

月別	平均氣温					平均温度	
	那覇	石垣	東風平	北谷	平均	那覇	石垣
一月	一六、四	一八、七	一八、〇	一六、一	一六、九一	七六、〇	七八、〇
二月	一六、三	一八、六	一七、八	一六、〇	一六、八八	七三、八	七七、三
三月	一七、五	一九、八	一九、〇	一七、五	一八、二二	七五、四	七七、三
四月	二〇、四	二二、三	二〇、六	一七、五	二〇、八二	七七、九	八〇、三
五月	二三、三	二五、〇	二四、八	二二、一	二三、八二	八三、一	八三、一
六月	二五、六	二七、〇	二六、五	二五、一	二六、〇〇	八五、〇	八四、二
七月	二八、〇	二八、六	二八、一	二七、六	二八、二〇	八一、一	八一、三
八月	二七、八	二八、四	二七、八	二七、七	二七、九八	八一、二	八一、九
九月	二六、七	二七、四	二七、〇	二六、五	二六、八五	八一、二	七九、九
十月	二四、三	二五、四	二四、五	二三、二	二四、二二	七五、四	七五、二
十一月	二〇、五	二二、一	二一、九	一九、七	二〇、七七	七三、九	七三、七
平均	二二、〇	二二、三	二二、二	二〇、〇	二二、四〇	七八、一	七八、九
合計	二六四、五	二六九、六	二八三、一	二七五、九	二六四、一	九三八、二	九四七、七
十二月	一七、七	一九、八	一八、九	一七、三	一八、六〇	七三、〇	七五、五

其二 平均雨量並平均風速度

月別	平均雨量					平均風速度	
	那覇	石垣	東風平	北谷	平均	那覇	石垣
一月	一一八、一	一五三、七	一四八、二	一一三、三	一四〇、一	五、六二	五、八一
二月	一一八、一	一五三、〇	一四一、一	一一一、三	一二二、一	五、八七	五、七八
三月	一七五、一	二一四、一	一九八、七	一四〇、八	一五七、四	五、〇七	五、七六
四月	一四九、〇	一七三、〇	一四六、九	一一三、八	一四〇、一	四、五〇	五、二〇
五月	二二八、八	二二二、一	二一九、三	二四八、六	二一九、一	四、一八	四、九二
六月	二七一、六	二七二、九	二二八、二	二五〇、三	二五五、九	四、五六	五、五八
七月	一七一、二	一九四、二	二一五、三	一八四、〇	一六六、二	四、七八	六、〇九
八月	二四八、〇	二九二、六	二三九、六	二五四、八	二五九、四	五、三九	六、三〇
九月	二〇九、六	二二七、三	二二二、二	二三四、五	二二八、七	五、二四	五、九三
平均	二二、〇	二二、三	二二、二	二〇、〇	二二、四〇	七八、一	七八、九
合計	二六四、五	二六九、六	二八三、一	二七五、九	二六四、一	九三八、二	九四七、七
十二月	一七、七	一九、八	一七、三	一七、九	一八、六〇	七三、〇	七五、五

月別	平均雨量					平均風速度	
	那覇	石垣	東風平	北谷	平均	那覇	石垣
一月	一一八、一	一五三、七	一四八、二	一一三、三	一四〇、一	五、六二	五、八一
二月	一一八、一	一五三、〇	一四一、一	一一一、三	一二二、一	五、八七	五、七八
三月	一七五、一	二一四、一	一九八、七	一四〇、八	一五七、四	五、〇七	五、七六
四月	一四九、〇	一七三、〇	一四六、九	一一三、八	一四〇、一	四、五〇	五、二〇
五月	二二八、八	二二二、一	二一九、三	二四八、六	二一九、一	四、一八	四、九二
六月	二七一、六	二七二、九	二二八、二	二五〇、三	二五五、九	四、五六	五、五八
七月	一七一、二	一九四、二	二一五、三	一八四、〇	一六六、二	四、七八	六、〇九
八月	二四八、〇	二九二、六	二三九、六	二五四、八	二五九、四	五、三九	六、三〇
九月	二〇九、六	二二七、三	二二二、二	二三四、五	二二八、七	五、二四	五、九三
平均	二二、〇	二二、三	二二、二	二〇、〇	二二、四〇	七八、一	七八、九
合計	二六四、五	二六九、六	二八三、一	二七五、九	二六四、一	九三八、二	九四七、七
十二月	一七、七	一九、八	一七、三	一七、九	一八、六〇	七三、〇	七五、五

十	月	一四四、七一六九、八二二九、一一七六、六二五九、五一二二、二	一四八、七	五、七二	五、五六		
十	一	月	一一五、五二三九、三一一五、四	九四、二二〇、九一〇七、五	一一三、八	五、六三	五、七七
十	二	月	九八、四一〇一、八二二一、七二三五、七二〇三、四	九三、九	一〇九、二	五、八五	五、七五
合	計	二、〇五八、八二、二〇二、七、八二二、〇二、一三八、一二、一五、八二、〇七、四	一一二、三四三、八六二四、一六八四、五	一六五、七	五、二〇	五、六二	
平	均	一三七、三一八三、五一五一、〇一七八、二二七六、三二六八、一					

上表により月別に之を観るに、平均気温は年を通し大約一六―二八度の間にありて、他府縣の夫れに比し最低示度著しく高位にて、且温度の較差少なし。

平均湿度は大約七三―八五%の間にして平均雨量は一〇九―一二五九耗を示し何れも他府縣に比し多きも本縣の降雨は普通驟雨的に來りて所謂長雨にあらざるを特徴とす。

平均風速に就て觀るに大約秒速四―六米を示し海洋氣象の一特徴にして、湿度の調和を助け酷暑の候も屋内は常に涼味を感じる所以なり。

以上を總合するに養蠶地としての本縣氣候の特徴は、他府縣の如く氣候上の障害或は制限等を受くること極めて輕微なると、桑樹は四時綠葉を呈し冬期に於ても降霜雪絶無なるを以て、四時青葉を得られ隨時蠶兒を飼育し得る特殊の氣候的地位を占有するに依り本縣の養蠶業こそ發展の曉は原料供給上工業原料として十二分の資格を發揮し得るものと謂ふべし。

第二章 本縣蚕業沿革

第一節 蠶業の起源

本縣蠶業の起源に付ては、他府縣と同じく據るべき確たる史料に乏しく知るに由なきも、久米島郷土史に依れば今を去る五百六十有餘年前琉球察度王（西曆一、三五〇―一、三九〇年）時代に始めて久米島に行はれしものゝ如し。即ち久米島郷土史の一節に曰く

堂の大親（中畧）其の性濃厚篤實幼より大なる志望を懐き長じて航海、天文及氣象を研究し自得する所あり其の所謂「太陽石」と稱するは、彼が數十年の久しき日月星辰の運行を觀測せし澄形の自然石に名けしものなり。

彼は斯の如くして稍や完備せる氣象を著述し以て後人を利益せり、今日各稻の播種期日を一定し暴風襲來の徴候を認知し天氣を豫想する方法の如き一に彼が遺法に依るものなりと云ふ。

堂之大親の功績は此に止まらず、其の晩年中山の命を奉じて明國に進貢するや彼土にて、養蠶、機織（綹織）の方法を傳習し歸りて之を島民に教へ又桑樹栽培、農法、農具の改良に其の意を用ひしこと尠からず、實に久米島産業界の恩人と云ふべし。

一説に曰く、彼は安南、暹羅に航して貿易に従事せしことあり云々。

又彼の素性に付口碑として記されたる所に仍れば

堂村（今の宇江城は昔堂、仲里、宇江城の三字より成る）の村頭某一日海岸に釣す木製の箱あり浪に漂ひて海岸に至る異んで之を検すれば、乳兒あり綿花に包まれ呼吸既に絶ゆ村頭且つ驚き且つ憐み抱きて家に歸り之を介抱せしかば、漸く蘇生せり、村頭に喜び其の妻に謂て曰く、我等老て子なし、今幸にして此子を得たり、天の與へる處にあらずやと乃ち以て子となす、後半の偉人堂の大親は即ち之なりと

久米島規模帳に左の一節あり曰く

久米島綿子（蠶綿のこと以下同し）の儀往古堂之大親と申者唐に進貢之綿子細調機稽古仕相調云々

琉球由來記（上江洲氏藏書）堂之大比屋物語の一節に曰く

洪武年間（西曆一、三六八年——一、三八〇年）堂之大比屋、久米島に在世之時、唐船漂流于彼地、船既破損す大比屋致馳走、船修補歸帆させけるに其後唐人爲報恩渡海之處、折節大比屋者今本部間切、與健堅之大比屋、懇志之交故、爲見參、彼地に罷渡之由申しければ唐人頗に爲面謁健堅に航して遂參會時國王察度に奏しければ拜賜品物、又堂之大比屋、善馬を飼ひ置けるを遣于唐人、其後より當國道中華而進貢、馬方物且堂之大比屋渡唐して蠶を飼ふを習得て、綿子出来いたしたる世話に申傳の由あり、然れども大比屋墓厨子に弘治十八年（我永正二年 西曆一、五〇五年）死すとあれば、此大比屋は唐人久米島に漂着之時之人とは時代相違不足微也云々。

想ふに「堂之大比屋」と、久米島郷土史及び久米島規模帳の「堂の大親」とは同人異様なるが如し。

以上の文獻を按するに本縣の養蠶業は久米島に起源を有することを推測し得べし、而して堂之大親は久米島舊記によれば察度王時代の人にして王が使（弟泰期）を明國に遣はし進貢せしは其の廿四年（我文中二年、西曆一、三七二年）なるを以て今を去る約五百六十年前なりとす。

第二節 王朝時代

前述の如く琉球と支那と交通を爲すに至り養蠶の端緒を開かれ、夫より次第に慶良間、粟國、渡名喜、伊平屋の諸島に普及し尙寧王（西曆一、五八九——一、六二〇年）時代には既に一の産業として、發達を遂げたるが如し。

慶長十四年（西曆一、六〇九年）九月十日に定められたる薩摩に納むべき物品目錄に綿子三貫目云々とあり。

又久米島規模帳に

萬曆四十七年（我元和五年、西曆一、六一九年）越前國宗味入道と申人久米島へ被差渡、桑仕立、蠶子飼様、製法、尙又再傳被仰付置、綿子袖之儀久米島第一の産物にして御進上物御進覽物其他肝要成、御用相立候ニ付脇賣買堅被召留、出来高年貢、未引合方被仰定置候事



文球陽、尙寧王三十一年の條下に曰く

盛元龍（俗叫宗入道名乗 普基）日本越前國之人也雲遊本國遂住居那覇而効力本國至于是年、奉王命到久米島、飼蠶植桑及製綿之法細教百生而歸帆焉

尙寧王三十一年は、萬曆四十七年にして盛元龍なる者は、久米島規模帳の所謂宗味入道其の人なり而して當時の飼育法は極めて粗放にして飼料は勿論天然桑に依りしが如きも此の時代に至りては大に其の飼育法は改良せられ又桑をも培養するに至れり。

尙豐王十二年（我寛永九年西曆一、六三二年）更に袖の改良を圖りたる事實あり即ち球陽に曰く

薩摩の人酒匂氏方抵國仕受改名友寄（平萬社 名乗 景友）此人善知八丈島織法王令萬社、至久米島教八丈島織（俗叫袖）

此の如く袖の改良に伴ひ養蠶の發達を見るべきは自然の結果なるべし。

尙ほ前記、宗味入道及酒匂氏に就ては、上江洲氏藏書、舊記録並に同系譜等に遺されたる記事あり重複の嫌あるも再録して参考に資す。

一、舊記録に曰く

扶桑越前の人坂元氏宗味普基者、到琉球受仕、改以盛字爲氏、此人善蠶事、萬曆四十七年己未尙寧王、令宗味前至久米島、教民栽桑治蠶、且崇禎五年（我明正九年 西曆一、六三二年）壬申有酒匂氏友寄景友者、亦至本國受仕、此人善知八丈島織、尙豐王令友寄、至久米島教八丈島織、蓋久米島治蠶、織袖自此而始、而遺考傳昔中國人至于久米島、時有堂之大親者、從中國人、學治絲事云爾、以此論之久米島之治蠶、非宗味之所始也、然曆年久遠莫詳稽云々

一、同系譜に曰く

三世智隆、萬曆八年生萬曆四十七年（我元和五年、西曆一、六一九年）盛氏宗味入道、蒙詔命蠶子飼養、並植桑及綿子之製法相教候爲
久米島に被成御渡海候、尤其以前にも當島堂之大親と申者、於唐傳受仕來候、綿子製法、爲仕由候處、未細傳無之故、彼宗味入道より
委細に致直傳、蠶子飼養並桑仕立様、專綿子之製法等、段々島中江相教、格別綿子位能相成候、御兩國の御爲、並世々島中爲罷存候
尙敬王元年即ち康熙五十二年（我正徳三年 西曆一、七一三年）十一月廿七日

宮平親雲上契聰は契賢の次男として生る雍正十三年（我享保二十年、西曆一、七三五年）儀間掟在職中桑樹及蘇鐵を植栽し乾隆三年（我
元文三年、西曆一、七三八年）大嶺川に架橋し以て民利を圖り、全八年父宇江城親雲上地頭代を退きしを以て其の職に就き全廿年宇根、
眞謝、比嘉、謝名堂、四ヶ村の防風林を造りしこと久米島郷土史に見ゆ

上江洲氏舊記録中其の第七世智英之條に原野二萬餘坪を開き大々的の桑増殖を圖りし跡あり即ち

乾隆十三年（我寛延元年、西曆一、七四八年）美濟氏地頭代上江城親雲上智恵相續、御在番眞玉橋里親雲上、御差國、村々右之通桑木新
敷相立て候故所中大粧成、爲に罷成候

具志川、仲村渠二ヶ村

まつ口原

山里村

長さく原

仲地村

うそて川原

嘉手苅村

たはる原

上江洲、西銘、大田、兼城四ヶ村

長たけ原

右之通り一ヶ村定模合に而總坪二万二千四百五十八坪開地桑苗八万四千三百本余植付候云々

乾隆十四年（我寛延二年、西曆一、七四九年）己巳十月廿八日定役被仰付候但右言上寫左に

久米島之儀殊近年に者綿子致不出來御國元御用も御斷申上候に付而者、桑仕立方入精候様に段々申渡候得共、其詮不相見得候故、殊往々

御用分無不足相調候手段を吟味可申出旨、殊去年在番金城里之子親雲上、眞玉橋里之子親雲上は申渡候處桑木之儀餘木に相替作毛同前に
致手入候者無之候に付小木之内に而多分枯に罷成、蠶飼方差支候に付粟國島、渡名喜島、慶良間島、又者垣花等より取調各漸相濟申候体
に候其上産業方に付而油斷ヶ間敷有之漸々衰微之体成來申候云々（下畧）

乾隆廿三年（我寶曆八年、西曆一七五八年）戊寅年其以前

二年丁巳以來當間切漸々蠶に成蠶子飼養續兼、御用綿子毎年致不足段々及御掛引に爲申事候、同六年辛酉年地頭代役被仰付候而より折
角下知桑仕立させ盛生に付而蠶子飼方思様相成、去年末年よりは年々綿子出來増、御用物御調文之表相調餘計有之其以來年々二、三把宛
賣上、其外年々少々宛餘計相貯置候、綿子最早四百把之高に成、代米百石之餘斗有之島中大粧成爲罷成候云々

依之觀之に乾隆の初年には桑不足のため養蠶も甚しく衰頽し爲に綿子の調度も充分ならず後年は終に之を他に求めたるが
如き狀勢に陥りしも同十三、四年頃より栽桑に對し大に留意奨勵の結果同十六年即ち辛未年よりは豫定の養蠶を營み同廿三
年頃には生産額も著しく増加し從て綿子も其の調貢高を超へ一部は之を賣却し或は貯藏し以て後年の備を爲す等誠に隆々た
るものあり然るに再び桑不足を生せしを以て琉球政府は一の「御定」即ち規則を設け栽植を奨勵せし跡歴然たり即ち同舊記
録の示す處次の如し。

一、桑之儀御定之本數引入蠶子飼草不足に付役々相談之上御在番所、得御差圖場所見合、乾隆廿六年辛巳より次午年迄桑苗七萬五千五百
六十一本同廿八年癸未年より次申歲迄同七千四百十六本、同三十乙酉年より次戌年迄同一万七千貳百三十八本、同三十四年己丑年より次寅
年迄同四萬四百三十一本、凡桑苗十四萬六百四十六本、年數十ヶ年に仕立次並に明間植補させ候に付更に御首尾方被仰置候事云々

其後數十年間に於ける文獻の據るべきものなし茲に道光十一年（西曆一、八三一年）「久米仲里間切諸村公事」に遺された
る一節を擧げ以て當時狀勢の一端を窺はんとす。

蠶子飼並綿子調方の事

- 一、上納綿子の儀年々受高の通り上納本相立面々納高差引候事
- 附浮得綿子は最高に割府帳面其付届可致候也
- 一、蠶子出産次第第三、四日越上木當召列家内毎相廻り高の多少、飼糧等差引、巢、こりまん（巢に籠つた繭）挽まん（製絲用繭）小帳に取
りぬ五日越考書を以て差出候事

桑仕立方之事

- 一、桑の儀村近方地位能所は本地の内にも植付置候間、諸作毛桑に不差障様、糶等（肥料のこと）相用ひ随分盛生方入念下知可致事
- 一、屋敷内又ハ村餘地、濱、山野林へ植付置候、桑敷致物作候ては盛生方悪敷有之候間一切差留事
- 一、桑敷之儀閑無之所は及焦悴何程本敷多取揃とも其詮無之候間閑無之所は重寶の諸木可植付事
- 一、諸村一家内定本敷相改大中小を分け總帳相調毎年植付候本敷書入在番所印可有之事
- 一、諸村預一人に付桑苗五十本づ、植付枯欠有之候へは別に植付へき旨從跡に被仰渡置候へとも其守違無之植付不足の者も有之蠶子飼不
行届綿子高代にて買入相調候ゆへ及迷惑由候間随分桑苗仕立入念植付候様能々可致下知事

道光十一年辛卯十一月十二日

伊江里の子 親 雲 上
板 良 敷 親 雲 上
花 城 親 雲 上
西 平 親 雲 上

道光十一年は尙育王四年（我天保二年、西曆一、八三二年に當たる。而して當時の養蠶は相當進歩し栽桑に對する注意も
良く行届きたるものゝ如し。

其の後琉球藩租税法に據れば養蠶を行ふ諸島が年々上納したる眞綿の額は左の如く記さる。

慶良間島	五貫貳百八十匁
渡名喜島	九百八十匁
粟國島	拾壹貫三百十五匁
伊平屋島	參拾貫匁
久米島	參貫六百七十六匁五分
外ニ久米紬	七百九十八匁
原料	九拾五貫八百八十匁
合計	百四拾七貫九百廿九匁五分

以上の上納眞綿總量は進歩したる現今の養蠶にしても其の所要原料繭は實に一千四、五百貫匁に達すべく當時の劣悪なる
原料を以ては恐らく此の倍量にても尙足らざりしを憶ばしむべし。

次に首里市蠶業一般の記事に依れば尙泰王の時代嘉永元年（西曆一、八四八年）頃知念種厚を支那に留學せしめ養蠶業
を習はしめる事三ヶ年歸國後西原村乃棚原山を開墾し桑樹を植付け養蠶業に従事せしめたり又其の當時大城親雲上支那より
黃繭種、白繭種を持ち歸り飼育せりと尙當時は崎山御殿（現在侯爵家別荘）に於て攝政、三司官及士族の主なる人々に習得
せしめ盛んに飼育せり。

本縣蠶業の明治維新前の概要は以上の通りにして其の長年月の間一進一退は素より免がれざりしも王朝に於て常に相當の
保護奨励を加へられし跡を認めらるべし。

而して往古の養蠶は全く調貢のために餘儀なくせられしものにして其の普及は必要なる地域に限定せられしが如し

〔附記〕本古代史中、琉球由來記、舊記、系譜等ハ久米島具志川村字西銘土江洲氏の秘藏書にして、同家は具志川按司の裔世々地頭代職

を奉し善行を積む現今屋號を「石垣殿内」と稱し、益々子孫繁榮地方の名望家として聞ゆ、今回同村與那嶺惟俊氏が特に調査し其の材料を寄與せられたり深く兩氏の厚意を謝す。

第三節 明治大正の時代

明治初年より廢藩置縣當時は首里市士族間に養蠶を營まんと志す者漸次増加し宅地内に栽桑を試むるものありしも當時の養蠶は蠶種を始め桑葉及飼育の方法等極めて不合理、不完全なりしたため其の成績揚らずして一時中絶し桑樹は庭園又は家の周圍に徒らに繁茂し昔日の面影を識者に偲ばしむるのみなりしが明治廿年代に漸く久米島、伊平屋、粟國其の他の離島に古代の多産繭（綿繭）若干を生産し不完全なる眞綿に引き伸ばし辛ふして養蠶業を營む者を認むるに至れり、今尙久米島地方にありて往々「何枚分の養蠶を爲せり」との呼唱を遣せるは眞綿何枚分の桑を飼育せりとの意味を表させるものなり。

明治三十年に至り養蠶奨励の必要を認め専任技手一名を農事試験場（名護町にあり）に置き場内の一部に桑園を設け、蠶兒飼育の結果を一般に周知せしめ又時々各町村に巡回指導を爲す等奨励に努め漸く飼育戸數一千餘戸に達せり、是れ改良飼育法宣傳指導の始めなるべし、而して同場に於ては毎年養蠶期節に二、三十名の講習生を募集し簡易なる學理と實地を授けたるも講習生募集困難のため二ヶ年にして中止せり。

明治三十五年更に縣下唯一の養蠶地とせらるゝ久米島に養蠶期間中専任技手を派遣し飼育指導を行はしめ同島養蠶上一大刷新を加へ、掃立枚數は忽ち倍加するに至れり。

此の如く縣に於ては相當の奨励に勉めしも効果極めて少なく只一部の者が戲兒的に試育するに留まり久米島の外は殆んど見るべきものなし。

明治四十年代に至り再び有志者間に養蠶奨励の必要を叫はるゝに至り同四十三年度より縣に専任技術員を置き、爾來桑苗及蠶種の無償配付、或は斡旋、養蠶講習講話、實地指導に努むる處ありしも施設充分ならず爲に遅々として振はず其の成績の見るべきものなかりき。

然るに本縣の氣候は頗る養蠶に適し桑葉又能く繁茂し年内常緑を保てるがゆへ、桑園の經營宜しきを得ば四時養蠶の行はれざるなく而も飼育は頗る容易にして補温、排濕等の苦心と勞力を加ふる期間極めて少なく未熟の素人と雖も易々と行ひ得て誠に天恵に富める養蠶寶庫地として恐らく他に此比を見ざるなり。

大正初年就中、歐洲戰爭の影響に依る絹價の暴騰は急劇に養蠶熱を高め加ふるに大正十年以來本縣主要産物たる糖業は次第に不振に陥り農村の疲弊困憊殊に甚しく、茲に單一農業組織を複雑化せしむる必要は縣下一般に唱導せらるゝ處となり、終に養蠶は本縣最適の事業にして之を普及せしむるは農家經濟の現状を救済する一方法なりとし世人に着眼せらるゝに至れり。

然るに當時尙桑園として特設のものなく僅に宅地内に散在せる桑を蒐集使用し、八重山地方の如きは此の外山野に自生せるもの等の使用に止まりしを以て著しき繭の生産増加を見るに至らず併も蠶種は悉く縣外より移入を仰げるため諸種の支障を生し安定せる養蠶を經營する能はさりしなり。

大正十三年秋蠶期に於て縣より首里市に女子養蠶練習所の設置を奨励し養蠶地としては國頭郡本部村及八重山郡竹富村を指定し共に優秀なる技術者を派遣指導せしめたるに收繭額は在來の三倍餘に達し繭質は到底従來のものに比較し得ざる優良品を收め先進地に比し決して劣らざる事實を捕らへ以て益々前進の道程に大なる輝きを認むるに至る。

茲に於てか本縣蠶絲業奨励に對する基礎的方針を定め先づ以て左記數項に向つて猛進することゝなしぬ。

收 繭 額	二〇、一五〇貫	三八、七二二貫	一八、五七二貫	九、二三割
蠶種製造額	一、八〇〇枚	一八三、三四一枚	一八一、五四一枚	一〇一八、五六割

而して第一期産業助成の振興計画は當初五ヶ年間に蠶業獎勵費に對し三十一萬八千五百四十五圓の經費を投し昭和五年には蠶繭十五萬貫餘、蠶種製造額三萬一千枚を生産する豫定なりき、然るに政府の實際交付金額は二十三萬一千七百六十圓にして所要經費の七割二分に減少せられるため豫定計画遂行に當つては非常なる困難を感じ、加ふに此の間繭價は年々下落せるため之れが普及に著しく支障を來せり。

依て縣は斯業を可及的有利に導くため又他面蠶界不況の對策として本縣特有の天恵を利用し早期蠶種製造の適切なるを認め廣く縣の内外に宣傳激勵したるに蠶種製造業は奇蹟的に發達し該事業は全國に囑目せられ其の製造額も著しく増加の趨勢を示したるに依り昭和五年一月一日より本縣をも蠶糸業法施行地域に加入せられ縣に蠶業取締所の設置を見るに至れり。

第四節 我等の時代

吾等は過去に於ける多くの先輩が蓄積したる尊き經驗と智識とを譲り受け之れを有意義に消化し現在の充實と未來の創造に全力を傾注する責任を自覺せねばならぬ。

いざや吾等は是れより本縣の未來への流れに棹して躍進的に!! 發動的に!! 邁進せん。

吾等の目標、昭和六年に於ける養蠶實戸數は七千七百九十四戸にて農家戸數の九分六厘桑園反別六百十五町八反歩にて耕地反別の九厘、掃立枚數一萬二千七百三十六枚にして一戸當り一枚六分收繭額三萬九千九百八十一貫にして一戸當五貫百三十

匁なり。即ち養蠶業の普及率僅少にして桑園反別又廣からず養蠶經營規模小なるを知るべし。斯く經營規模小なる時は養蠶の實利を體得すること困難なるのみならず蠶兒飼育に専念從事せざるを以て蠶作の安定を往々缺く憾あり。故に本縣の實狀に鑑み餘剩勞力に相當の餘裕を有するを以て當業者は養蠶規模を大ならしめ就中飼育量を増加する必要あるは論を俟たざる所なり。仍つて縣は本縣農業經營機構の現狀に鑑み將來左の目標に向ひ勇躍せんとす。

養蠶戸數 三萬五千戸 (將來の農家戸數八萬九千七百四十三戸の三割九分)

掃立枚數 三十一萬五千枚 (一戸當平均九枚)

桑園反別 七千町歩 (將來の耕地反別七萬町歩の一割)

收繭額 百七十五萬貫 (一反當二十五貫一枚當五貫)

而して十ヶ年平均繭價一貫匁五圓にて換算する時は繭代金のみにて年額八百七十五萬圓を獲得する次第なり、此の外蠶種代、生絲代金を見積る時は年收總計一千萬圓以上となり本縣主要物産たる地位を確保するに至らん。

計劃實現に對する施設、縣は昭和六年に沖繩振興計劃を樹立せられ幸ひ蠶業も此の計劃中に包含せられしに依り此の經費を以て左記施設を行はんとす。

(イ) 養蠶戸數の普及増加獎勵施設

蠶業の指導統制、技師、屬、技手等の職員を縣に設置すると共に各都市に各一名の技手と主要町村に専任技術員を配置し夫々其の地方に適應する増産計劃を樹立せしめ之れが指導に當らしむると共に尙縣下各字に一名宛の蠶業督勵員を置き計劃遂行の實施に當らしむ。

次に毎年増加する新養蠶家實地指導の爲め必要なる箇所に養蠶教師を派遣するものとす。

補助政策として養蠶傳習所の設置、養蠶經營指導者設置、蠶具改良増設、養蠶組合設置を奨励し夫々相當の補助を行ひ事業の促進を圖らんとす。

(ロ) 桑園改良増殖奨励施設

栽桑専任技手を置く外補助政策として左記事業に對し奨励金を交付せんとす

桑苗育成奨励、桑園改良奨励、桑園品評會開設奨励、桑園實地講習會開設奨励、共同除害奨励、指導桑園設置奨励

(ハ) 産繭消化施設

本縣には未だ製絲工場なき爲め産繭處理に不便少なからざるに依り左記施設に對し補助金を交付する外繭檢定所を設置して産繭處理の合理化を期せんとす。

繭共同販賣所建設奨励

産繭共同販賣幹旋專業奨励

繭加工組合設置奨励

機械製絲工場設置奨励

(ニ) 蠶種改良増加奨励

蠶種の改良増加を促進する爲め蠶種業組合の事業費に補助金を交付せんとす

(ホ) 蠶業試験場の擴充

蠶業振興上本縣独自の試験研究を要する事項極めて多きを以て現在の蠶業試験場を擴充すると共に本島と趣を異にす

る八重山郡に支場を設置し地方啓發の源泉たらしむる外左の事業を行はんとす

原種及普通蠶種の製造配付

蠶種の貯藏保護、優良桑苗の育成配付

蠶業技術員養成及高等講習會

第三章 各 説

第一節 桑 園

從來本縣の桑園經營に付ては何等據るべき所なく恰も一種の雜木として取扱はれたるに過ぎず地方に依りては山羊の飼料として植付けたるが如きものもあり。

明治三十六年の頃八重山郡石垣町(當時村)在住の裁判所判事某氏、頻りに桑樹植付の必要を唱導し土地の有志者之に共鳴し同村及竹富の兩村當局又其の意を容れ遂に原山勝負の一項に加へ一戸五本以上の桑苗を植付くることを強要せり、然るに當時苗木の準備充分ならず手當り次第在來の桑の枝條を剪り無雜作に之を挿し置きしが次第に生育し現今宅地の内外に發育旺盛なる桑樹を見るに至りしは之が爲なりと云ふ。

斯くて本島地方にも漸次植付を爲す者増加せりと雖何れも數本若は十數本を屋敷内に植付くるに止まれり、茲に一の自覺の許に方針を定め桑園として合理的に特設した事は大正十三年秋、國頭郡本部村宇謝花、玉城盛愼氏(二、四〇〇坪) 島尻郡眞和志村宇安里、仲里元吉氏(七五〇坪)の兩人にして蓋し本縣特設桑園の嚆矢なるべし。

大正十四年別項の養蠶十年計劃を樹立するや恰も翌十五年度より政府助成金の交付を受くるに至り茲に初めて一般に特設

桑園設置の端緒を開けり最近五ヶ年間の桑園増殖反別左の如し。

桑園反別

郡市別	大正十五年		昭和二年		全三年		全四年		全五年		全六年	
	本畑	其他	本畑	其他	本畑	其他	本畑	其他	本畑	其他	本畑	其他
那覇市	0、1	0、5	0、6	1、1	0、8	1、2	1、1	3、0	1、1	2、0	1、0	1、1
首里市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島尻郡	2、2	2、6	4、5	0、3	5、0	1、5	4、3	2、7	1、8	2、7	3、4	1、9
中頭郡	3、1	7、6	4、5	3、4	8、1	1、5	5、0	1、8	2、7	4、0	2、4	1、9
國頭郡	5、1	6、6	1、8	4、1	3、5	4、8	8、0	1、3	5、7	7、5	7、7	7、7
宮古郡	4、1	1、1	5、0	1、5	8、7	1、3	3、5	2、8	2、8	4、3	5、4	9、7
八重山郡	6、2	9、7	9、9	1、0	1、8	1、3	1、5	2、8	2、9	4、1	6、7	6、7
計	7、6	25、8	34、7	18、4	53、6	23、0	39、4	64、8	29、9	40、7	77、7	37、7

(イ) 桑品種

本縣に於ける桑品種を見るに、主として沖繩桑（島桑）なり。尤も各地に於て他府縣桑の散植せるを往々見る事あるも之は實用的價値に乏しく、従前他府縣桑を移入栽植せしめたる痕跡を止むるのみにして其由來判然せざるも稍信づるに足るものは、明治二四、五年頃、首里市、國頭郡今歸仁村、本部村等に於て他府縣より魯桑苗木を移入し之を栽植したり。當時首里市に於ては高山社流の育蠶法傳はり始めて桑に施肥するものもありしと云ふ。又護得久朝維氏が他府縣桑を取寄せ栽植せしが其成績概ね不良なりき。尙同市に於ては大正十二年頃廣東桑を取寄せ栽植せしが葉質思はしからず其後堀去らるゝもの多く現在は殆ど存在するものなし。

沖繩桑の由來は不明なれども、恐らく自然野生のものたることは推知するに難からず、遠藤保太郎氏は島桑に付臺灣産と琉球産とを區別し琉球産のものを分類上島桑の變種と見做し其學名を *Morus cuspidat. var. Lochoensis* と命名するを至當とすとせらる。

沖繩桑は所謂亞熱帯植物にして、他府縣桑に比し顯著に其性狀を異にす。即ち沖繩縣に於ては、

- 一、沖繩桑は常緑性（假稱）で他府縣桑の如く、生長上長期間に亘り一定の所謂休眠期なきものゝ如し。即ち該桑は沖繩縣に於ては四季を通じて繼續的に生長す。
- 二、自然放任の立木に於て、沖繩桑は年數回新舊葉の交替をなす。即ち新芽の發生、生長により舊條の葉は脱落する。此狀態を年數回繰返し、然も葉の交替狀況は頗ぶる區々にして立通放任の桑樹によりては到底満足なる養蠶を經營し難し。
- 三、夏秋期、颱風、暴風雨後の發生（發芽）及其發育の旺盛且迅速であること、即ち颱風、暴風雨後三、四週間にして優に蠶兒を掃立得。
- 四、潮風に對する抵抗力強し。
- 五、耐寒性弱し。
- 六、他府縣に觀るが如き萎縮病桑無し。

以上擧げたる沖繩桑の性狀は他府縣桑と相異なる主點で、尙形態上に於ても他府縣桑と相當異なる。即ち形態上主なる特徴は雌花の花柱長く穗軸の周圍一様に着生すること、葉底は極めて淺き心臟形或一直線に近きこと、葉頭は長き尾狀をなし

葉面に毛茸のなきこと、葉縁の鋸齒は二重鋸齒の極めて少なきこと、葉序は殆ど二分の一に限られたること、副芽の着生殆ど無きこと等なり。

要するに沖繩桑の品種的固有の樹性或性状を探究し、其生長過程を明にし、進んでは形態並榮養價值等を知り以て、蠶兒飼育上の諸要素と適當にこれを調節按配するやう實際栽培法に改良を加へ本縣獨特の栽桑法を講ずべき所以なり。因に本縣に於ける桑の仕立方は殆ど無拳式にして高刈、或中刈仕立なり

(ロ) 桑 苗

從來沖繩縣に於ける桑の實用的採苗方法は殆ど實生苗育成に限られたる状態なりしが昭和二年より五年頃迄「簡易壓條法」(假名)により奨励せしが未だ廣く普及するに至らず其後干葉式曲取法に依り之を奨励しつゝあり。要するに沖繩桑は有性繁殖並無性繁殖何れも極めて容易なり。最近六ヶ年間に於ける桑苗生産状況は左の如し。

桑 苗 生 産

郡市別	大正十五年		昭和二年		全 三 年		全 四 年		全 五 年		全 六 年	
	戸數	苗木數	戸數	苗木數	戸數	苗木數	戸數	苗木數	戸數	苗木數	戸數	苗木數
那 覇 市	1	1	8	870	1	1	1	14,018	3	30,000	1	16,000
首 里 市	1	1	3	5,100	1	1	1	14,018	3	30,000	1	16,000
島 尻 郡	5	3,900	22	17,570	33	57,510	42	58,660	10	33,700	23	68,990
中 頭 郡	80	1,300	49	27,000	133	37,000	144	35,150	44	6,300	6	65,800
計	86	3,500	82	55,070	167	100,000	198	141,806	60	100,000	31	216,000

國 頭 郡	29	97,800	197	95,400	201	47,611	233	19,250	204	62,521	74	98,550
宮 古 郡	1	1,000	7	10,000	5	17,075	11	39,360	8	23,800	15	82,433
八 重 山 郡	7	12,500	8	227,000	9	54,400	8	65,500	4	13,800	4	24,400
計	113	114,800	212	343,800	215	158,086	256	128,166	116	116,721	103	216,183

(ハ) 奨 勵 施 設

縣は大正十五年より桑園改良増殖奨励費として毎年一萬貳千圓内外の豫算を計上し縣に専任技手一名を置き、補助制度に依り常置せる市又は郡農會技師員と相應呼し左記數種の事項に付指導奨励に勉む。

1. 桑苗の育成、市又は郡市町村農會其他養蠶組合に於て桑苗の共同購入を爲し又は桑苗を育成し成績可良なるものに補助金を交付す。

2. 指導桑園設置、縣の奨励方針に従ひ市又は郡市町村農會若は養蠶組合に一ヶ所百坪以上の指導桑園を設置したる場合初年度に反當五十圓以内、其の後三ヶ年間成績の良否を調査し、反當三十圓以内の範圍に於て等級を附し奨励金を交付す。

大正十四年度より昭和三年度迄に設置せしもの合計八十九ヶ所二二、〇六五坪に達せり。

指 導 桑 園

郡市別	大正十四年		全 十 五 年		昭 和 二 年		昭 和 三 年	
	ヶ所	面積	ヶ所	面積	ヶ所	面積	ヶ所	面積
計	89	22,065	89	22,065	89	22,065	89	22,065

郡市別	甲	乙	丙	丁	計
那覇市	100	100	300	1	1坪
首里市	100	25	400	2	300
烏尻郡	55	6	1,600	10	2,000
中頭郡	35	3	600	2	450
國頭郡	3	4	1,250	6	1,800
宮古郡	1	2	500	2	600
八重山郡	2	4	1,200	2	600
計	216	113	5,970	23	5,800

3. 桑園改良増殖、市又は郡市町村農會若は養蠶組合に於て獎勵を行ふときは其の實支出金額の七割以内の獎勵金を交付す。

4. 栽桑講習會開設、各地便宜の區域に當業者を集め、講習會を開設し桑苗の育成桑園肥培管理及實地に就き之が指導を行ふ。

5. 桑園品評會開設並共同除害、市又は郡市町村農會若は養蠶組合等に於て品評會を開設し又は共同除害を行ふときは、其の成績可良と認むるものに補助金を交付す。

6. 桑園現況調査 縣は昭和六年一月一日現在の桑園現況調査を施行せり。因に其成績の一部、等級別桑園反別を示せば次表の如し。

一、郡市別桑園等級別反別

郡市別	等級別				計
	甲	乙	丙	丁	
那覇市	1畝	360畝	82畝	7畝	471畝
首里市	64	184	96	24	368畝
烏尻郡	186	504	300	127	1,157畝
中頭郡	177	194	245	77	793畝
國頭郡	36	84	13	7	137畝
宮古郡	109	262	486	115	1,012畝
八重山郡	37	53	85	17	192畝
計	1,046	2,649	1,407	457	5,559畝

備考 桑園等級の區別

甲 優良桑園 乙 普通桑園 丙 改善を要する桑園 丁 直に改植を要する桑園

第二節 蠶種

本縣には蠶種製造に關する文献なく又之を行ひし口碑も遺されず、想ふに蠶種は古來より各自に製造し、併も其の方法たるや、蠶兒營嗣後自然の發蛾を待ち手當り次第紙面に産卵せしめ、別段の保護を加ふる方法も辨へず又再び自然に蠶種より孵化せし蠶兒を飼育したるが如し。即ち年を通じて發生する蠶兒を繰返し飼育したるに止まり、特に蠶種に付製造保護を加ふるが如きことなき程度なりしが如し、而して他府縣に飼育せらるゝ普通一般的の蠶種を飼育するに至りし年代は之を審かにせずと雖恐らく明治廿年の末期又は三十年代のことなるべし。

明治四十年代に至り縣に専任技術員を設置せられし以來、縣費に依り無償配付又は斡旋等を爲し大に面目を一新せりと雖氣候風土を異にせる他府縣移入蠶種は孵化率極めて悪しく、夏秋蠶種の如きは輸送航海中孵化するを常とす、此の如き状態なるを以て到底安全なる經營は望むべからざりしなり。

大正十三年秋季より全然移入蠶種に對する購入斡旋の方法を更め確實なる蠶種製造業者に豫約製造を爲さしめ春蠶種は其の地に於て十月より華氏四十度内外にて保護を行ふべく條件を附し、一面縣に於ては七、八百枚入の簡易なる蠶種冷蔵箱（氷二噸入）を造り同しく十月より冷蔵保護を行ひし結果兩者共に其の孵化率最も良好にして養蠶の成績又革まり茲に一大曙光を認め、從來本縣内に蠶種製造の可能性あるを確むるに至れり。

翌十四年度より輸送の最も困難なる夏秋蠶種を主とし之に若干の一化性を加へ同年より縣下三ヶ所に設置したる期節養蠶傳習所に原蠶種を飼育せしめ其の收購を以て數百枚の蠶種製造を縣に於て行ひ普通浸湯酸、又は長期冷蔵浸湯酸、或は人工越冬法により蠶兒を随時に孵化せしめ各地に配付飼育せしめたるに殆んど失敗者を出さず、本縣蠶種製造の前途に更に一段の光明を認むると同時に當業者に對しては、本縣製造蠶種は「良好安全」なりとの確信を懷かしむるに至れり。

翌十五年度引續き同様の方法に依り春夏秋蠶種共に製造配付を爲し同様の結果を繰返し、翌昭和二年よりは本事業を新設蠶業試験場に移すこととせり。

其の後民間にありては首里市及八重山島に製造者起り、次第に蠶種製造業者を増加し僅々四、五年間に於て著しき發達を見るに至れり。

是れより先き大正十三年春蠶期（二月）に愛知縣一ノ宮市蠶種製造業者石川某氏首里市に來たり數百枚の蠶種製造を試みたるは、本縣蠶種が他府縣へ移出せられし始めなりとす。

此の如くにして殆んど一般より無視せられたる本縣養蠶業は漸次他府縣より着眼せらるゝ所となり、特に蠶種製造は早場養蠶地として特殊の氣候を利用し且つ微粒子病少なく蟹蛆又殆ど絶無なる爲原蠶種の増殖に、普通蠶種の製造に、來縣する者逐年増加し今や本縣と關係を有せざる府縣は皆無の状態となれり、尙且昭和六年度より「農林省蠶業試験場沖繩試育所」の設置を見る等兩々相俟つて益々本縣蠶絲業に異彩を放つに至れり、今大正十三年以降に於ける蠶種製造の爲め來縣せる状況を示せば左の如し。

蠶種製造者數

年次	製造者數		摘	要
	縣外	縣内		
大正十三年	一	—	愛知一、	
十四年	四	一	愛知二、 岐阜一、 福岡一、	
十五年	七	一	愛知二、 岐阜一、 三重二、 兵庫一、 福岡一、	
昭和二年	九	三	京都二、 鳥取一、 島根一、 兵庫一、 三重一、 愛知一、 岐阜一、 長野一、	
三年	四	二〇	試驗場（農林省、群馬、長野、鳥取）當業者（長野一、熊本一、愛知四、三重一、岐阜一、滋賀一、京都二、兵庫三、鳥取三、島根一、福岡一、長崎一、	
四年	一六	五五	試驗場（農林省、東京、京都、兵庫、福島、群馬、埼玉、茨城、長野、静岡）當業者（鳥取五、島根三、岡山三、佐賀一、高知一、熊本三、長崎一、鹿兒島一、長野三、群馬三、愛知一、四、静岡一、三重一、岐阜三、滋賀一、京都四、福岡一、和歌山三、兵庫五）	

金武村	恩納村	名護町	國頭郡	西原村	中城村	勝連村	與那城村	具志川村	美里村	越來村	讀谷山村	北谷村	宜野灣村	浦添村	中頭郡	伊平屋村	渡名喜村	粟國村	波嘉敷村	具志川村
五七三	二八	三六八	一、七五二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、四三二	三、〇〇一	七、八	八、五	一、二六	二、五	一、五	一、〇〇一	四三三	一、七	二、六	三、九	三、九
七〇八	二四	六〇〇	二、〇二八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四三二	八、八八	八、八	八、〇	一、二〇	一、一五	一、一七	一、九七五	三、五五	一、一	一、五	三、五	三、五
一、〇六六	三五	六〇〇	二、五八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四三二	八、八八	八、八	八、〇	一、二〇	一、一五	一、一七	二、〇三三	四、三三	一、一	一、七	三、五	三、五
二、〇三四	二九一	四、四九九	一、三、七八	四、四九九	四、四九九	四、四九九	四、四九九	一、二、六五	二、七、五五	四、〇三	五、九〇	三、八四	二、六三	一、三三	七、六、五五	三、三、五五	一、一	一、七	二、〇八二	二、〇八二
二、七八五	一七〇	五、三三五	一、二、六三	五、三三五	五、三三五	五、三三五	五、三三五	三、〇、〇六	二、三、四四	六、二八	六、五七	四、六三	一、六九	二、二四	九、四、五一	七、六、一	一、一	二、八	二、一九七	二、一九七
四、八一五	四六一	九、七七四	二、六、三九一	九、七七四	九、七七四	九、七七四	九、七七四	四、四、七一	五、三、九九	一、〇、三一	一、〇、四七	八、四六	四、二	二、六六	一、七、〇、六六	三、九、九六	一、一	七、五	四、三、七九	四、三、七九
八、八	七八	二、三三八	五、七、九六	二、三三八	二、三三八	二、三三八	二、三三八	二、〇、二八	七、九、六	一、二、五	二、〇〇	一、九、九	二、一七	四、〇	二、五、八九	一、六、九六	一、一	一九	九、七、六	九、七、六
一、〇三三	六	一、八三〇	四、三、三〇	一、八三〇	一、八三〇	一、八三〇	一、八三〇	一、〇、二八	一、〇、二八	一、八、九	二、八〇	一、五、七	五、八	五、三	三、一、三三	五、八	一、一	一〇	九、八〇	九、八〇
一、八五二	一四〇	三、九、六八	九、九、六六	三、九、六八	三、九、六八	三、九、六八	三、九、六八	一、三、〇〇	一、八、二、四	三、三、四	四、八〇	二、九、六	一、八、五	九、三	五、七、二	三、三、三〇	一、一	一九	一、九、五七	一、九、五七

仲里村	座間味村	眞和志村	南風原村	大里村	佐敷村	知念村	玉城村	具志頭村	摩文仁村	喜武屋村	眞壁村	高嶺村	東風平村	兼城村	豐見城村	小祿村	糸満町	島尻郡	首里市
三二五	六八	一八	二	九	六〇	一三	五	八	一三	一	六	四八	七	一	一三	五	一三	一、三四	一、七五
二〇〇	一	二六	八	四	八五	四	四	九	三	一	三	四	一	一	一	一	一	一、二七	一、八五
三、五	六八	二六	二	九	一〇五	一三	六	九	三	二	三	四八	七	一	一	一	一	一、五、一	一、八五
七、〇〇〇	六、六	四、二	一、三	二、六	六、八	一、六	一、九	七、五	五、六	五	三、七	三、〇	三、八	一、三	一、四	一、三	九、三	一、六、〇、五	四、三、三
三、〇四	一	二、五三	一、二〇	一、四一	七、〇三	二、六	三、七	一、二	一、八	五	三、八	一、九	一	九	一、三	一、三	六、七	八、六、〇、三	一、五、四、五〇
一〇、〇、七	六、五	六、八四	二、三	三、五七	一、三、二	一、九	五、七	一、八	二、四	一〇	七、五	五、一	三、八	三、三	一、四	五、四	一、六〇	二、四、六、五七	一、九、七、七
一、一〇、六	二、九	二、八	七、五	八、三	三、〇	六	三、六	八	二	二	二、〇	一、四	八	四、五	一、四	三、三	五、二、五八	二、四、一八	
一、三〇〇	一、六	三	四、四	三、五	八	九	六	六	二	二	八〇	一	四	一	一、五	八	三、八、一九	二、〇、二	
二、四、〇、六	二、九	二、三	二、七	二、七	六、七	六	七	六	四	三	二〇〇	一	一	四、五	二、九	三、〇	九、〇、七	四、四、三	

久志村	104	63	111	713	281	994	34	40
東頭村	66	33	68	366	141	507	154	24
國頭村	25	8	115	938	281	415	73	488
大宜味村	25	110	147	163	703	449	273	72
羽地村	33	33	253	281	421	93	55	147
今歸仁村	26	136	154	168	125	484	375	859
本部村	28	150	150	751	260	624	207	821
伊江村	95	80	100	590	883	1473	94	324
宮古郡	215	130	234	3508	3139	6647	1033	1995
平良町	40	20	4	760	487	193	147	340
下地村	33	25	34	459	515	974	160	335
城邊村	70	50	73	1463	1190	481	165	833
伊良部村	66	30	70	741	797	169	255	424
多良間村	4	5	5	85	150	235	30	7
八重山郡	1,151	831	1,151	15,986	8,088	24,074	6,137	8,593
石垣町	37	133	37	435	1,397	5,749	1,688	2,066
大濱村	253	253	253	3,550	2,400	5,950	1,123	1,997
竹富村	630	488	630	7,343	4,103	11,446	3,320	4,283
與那國村	33	9	33	741	188	930	176	326
計	5,969	6,322	7,885	61,630	57,775	129,395	23,345	16,636
								39,981

(ロ) 飼育型式

養蠶法の形式は其の往古に屬するものは之を知るに據るべきものなし。

明治三十二、三年の頃、縣は技術員を聘し特に之を久米島に派遣し、當時の剝桑育を傳習せしめたり之れ蓋し改良飼育法指導の始めなるべし。

同四十二年以來縣は蠶業技手(糖業兼務)を常置し、本島及先島(宮古、八重山島)地方にも漸次改良飼育法の普及を見るに至りしも一般に徹底し得ざりし憾あり。

大正四、五年の頃全芽育を喧傳せし跡あるも單に一部の試育に留まりしが如し、其の後縣は普通物桑育の指導に勉め、漸次に之に倣ふもの増加し大体に於て此の型式を採るに至れり。

昭和元年以來政府助成費に依る獎勵施設の擴張に伴ふ飼育指導と他面原蠶飼育のため他府縣蠶業試験場又は蠶種製造業者の來縣逐年増加し先島外の養蠶者は春秋二期殆んど全部依托飼育に従事する關係上、普通物桑育(稚蠶粗剝、三齡後全芽)は遺憾なく之が普及を見るに至れり、乍併其の來縣者所在地の氣候風土並に習慣等に仍り地方的に若干相違の點あるは止むを得ざることゝす。而して原蠶飼育の行はれざる先島地方には特に指導者の配置を増加し同一の步調を採れり。

夏秋蠶飼育にありては剝桑育は濕布育又は箱飼は本縣に最も必要適切なりと認むるを以て漸次之が普及に勉める外、屋外飼育の優良なる實績に徴し目下之を獎勵しつつあり。

以下從來發表せし飼育標準の概要を示し参考に資す。

大正二年春蠶育標準

(掃立蠶量一匁)

(六) 蠶品種ノ變遷

蠶齡	經過日數	室內平均溫度		給桑		蠶座面積	備考
		齡中	一日	齡中	一日		
一齡	四日六時	七	二	六	〇、三〇〇	初日〇、六坪 眠除四	(正午掃立毎日擴座三日ニ催眠二回除沙、粗對桑給與)
二齡	三日十八時	七	一六	六	〇、六〇〇	眠除九	(午后六時餉食起、眠二回ノ除沙ト擴座二回)
三齡	四日二時	七	二〇	六	一、八〇〇	全二回	(正午餉食除沙毎日行ヒ擴座二回、全桑給與)
四齡	五日六時	七	二〇	五	七、〇〇〇	全一 二日	(午后十一時餉食除沙、擴座同上、全芽給與)
五齡	六日七時	七	三	五	三、〇〇〇	二日 七	(午前五時餉食二日目最終擴座、其後毎日除沙)
計	廿三日十五時	七	一〇九	一	四、九〇〇	一	

昭和四年縣蠶業試驗場 晚秋蠶(十月十日掃)
日支二化性交雜種蠶量一匁飼育標準

蠶齡	經過日數	室內平均溫度		給桑		蠶座面積	備考
		齡中	一日	齡中	一日		
四齡	七日	七	二〇	四	七、六七〇	全六	(午前五時餉食齡中毎日除沙ヲ行ヒ擴座二回)
五齡	七日十七時	七	三	四	四、六三〇	全九〇	(午前五時餉食三日目最終擴座毎日除沙二回)
計	三十日三時	七、五	一〇	一	五、七〇〇	一	

昭和二年縣蠶業試驗場春蠶支歐交雜種蠶量一匁飼育標準

蠶齡	經過日數	室內平均溫度		給桑		蠶座面積	備考
		齡中	一日	齡中	一日		
一齡	五日十三時	七	三	五	三、〇〇〇	初日〇、六坪 眠除四	(午前十時掃立、毎日擴座三日目及催眠除沙ヲ行フ 粗對桑給與)
二齡	四日十六時	七	一八	五	六、七五〇	眠除九	(午后十一時餉食齡中除沙三回擴座二回)
三齡	五日五時	七	一七	三	二、四五〇	全二回	(午后四時餉食齡中除沙三回擴座二回、本齡ヨリ全芽給與)
計	廿三日十五時	七	一〇	一	四、九〇〇	一	

蠶齡	經過日數	室內平均溫度		給桑		蠶座面積	備考
		齡中	一日	齡中	一日		
一齡	六日廿一時	七	四	八	二、五〇〇	初日 中除五	(午前十一時掃立毎日分箱、中除沙ヲ爲シ六日目午後五時停食 細對桑給與)
二齡	五日十五時	七	三〇	七	六、五〇〇	初日 中除二	(午前八時餉食、午后起除九坪トシ四日目午後八時眠除)
三齡	七日六時	七	三	六	二、四五〇	初日 中除三	(午后十一時餉食起除十八坪六日目午後十時眠除)
四齡	七日九時	七	三	五	七、七八〇	初日 中除三	(午前五時餉食午后起除四二坪五日目午後七時眠除)
五齡	七日廿時	七	四	五	三、〇〇〇	初日 中除九	(午后二時餉食翌日午後起除面積ヲ定ム毎日除沙八日目午前五時 催熟翌日午後十時上簇濟)
計	廿四日廿三時	七	一八	一	四、一三〇	一	

本縣の蠶品種は永く在來の俗稱多蠶繭を飼育せしも明治二十四年高山社流の飼育法が傳授せられし頃赤熟、又昔の日本種を飼育し超へて明治二十七八年頃に「かなす」と稱する日本に化性黃繭に白繭種を交雜したるものを飼育せるものあり。

次に明治三十年第九回九州沖繩聯合共進會を長崎に於て開催せられし際審査員として多嘉良朝副氏任命せられ出張の際共進會より角又種を持參歸縣の上之れを飼育せられし事もありと其の後明治四十年頃より大正二年頃に亘り小石丸を飼育したるも蠶業試験場設置せられて蠶の品種は主として國蠶系に統一せられ今日に及べり而して其の間の品種の變遷は左の如し

昭和一、二年頃春蠶は國蠶日一號及國蠶支四號黃繭は國蠶歐七號國蠶支七號及國蠶歐一號國蠶支七號の交雜を飼育せり夏秋蠶種は國蠶日一號と國蠶支一〇七號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇一號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇三號の交雜を飼育せり。

昭和三年春蠶は國蠶歐七號と國蠶支七號の交雜夏秋蠶は國蠶日一〇七號と國蠶支一〇一號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇三號の交雜種を飼育せり。

昭和四年春蠶は國蠶歐七號と國蠶支七號、國蠶歐十六號と國蠶支十三號の交雜種を夏秋蠶は國蠶日一〇七號と國蠶支一〇一號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇三號、の交雜種を飼育せり。

昭和五年春蠶は國蠶歐七號と國蠶支七號、國蠶歐十六號と國蠶支十三號の交雜種を夏秋蠶は國蠶日一一〇號と國蠶支一〇五號、國蠶日一一〇號と國蠶支一〇一號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇一號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇五號の交雜種を飼育せり。

昭和六年春蠶は國蠶歐七號と國蠶支七號、國蠶歐十六號と國蠶支十三號、國蠶歐十七號と國蠶支十四號、國蠶歐十七號と國蠶支一〇五號の交雜種、夏秋蠶は國蠶日一〇七號と國蠶支一〇五號、國蠶日一〇七號と國蠶支一〇三號、國蠶日一一二號

と國蠶支一〇五號の交雜種を飼育せり。

尤も以上の外春蠶及晚秋蠶は他府縣蠶種製造家の種繭飼育を行ふため各種雜多な品種を飼育せるも餘りに其の數多きを以て之れを省略す。

(二) 養蠶の經營狀況

飼育回數及時期、蠶兒飼育は大正十三年以前は主として他府縣より蠶種を仰ぎし關係上春夏秋期に一回乃至二回行ふに過ぎざりしが一度縣内にて蠶種を製造し供給することになり一面蠶種貯藏庫を完備するに至り其飼育回數増加し年三回行ふに至り而して昭和三年以來他府縣より多數種蠶製造者來縣し早期春蠶を飼育するを以て目下左記の通り行ふを普通とす

地方別	第一期春蠶	第二期春蠶	夏蠶	初秋蠶	晚秋蠶
本島地方	二月一日中心	四月十日中心	六月十日中心	八月一日中心	十月十日中心
先島地方	一月二十日中心	三月一日中心	六月十日中心	八月一日中心	十月二十日中心

飼育數量、現在に於ける飼育數量は農林統計に依れば一ヶ年平均一戸當一枚五分(二十八蛾附)にして之れを飼育蠶量に換算すれば一匁八分八厘にて年四回飼育するとして一回僅かに平均四分七厘なり、之れを昭和六年一月蠶業現勢調査の結果に見るに十一蛾以上二十八蛾未滿の養蠶家が殆んど大部分にして次ぎが十蛾未滿、二枚未滿、五枚未滿の養蠶家が二割、五枚以上が國頭郡に四戸あるのみなり。

斯くの如く一戸當飼育數量少なきときは養蠶業の眞の利益を體得すること能はざるのみならず且つ斯業に専念從事せざる

に付き篇作の安定を缺くこと多きを以て目下縣は左記の經營標準を示し指導しつゝあり。

養蠶經營標準（桑園一反步經營）

桑園坪數	春		夏	初秋	晚秋	計
	第一期	第二期				
稚桑主用桑園 六〇坪	三三三貫	一一貫	二四貫	二〇貫	三三貫	一二〇貫
壯桑主用桑園 二四〇	一三二貫	四四貫	九六貫	八〇貫	一二八貫	四八〇貫
計 三〇〇	一六五貫	五五貫	一二〇貫	一〇〇貫	一六〇貫	六〇〇貫
掃立蟻量	三、〇匁	一、〇匁	二、五匁	二、〇匁	三、〇匁	一、一、五匁

（ホ） 蠶室、蠶具設備狀況

蠶室、本縣農家の中産階級以上及住宅構造及建坪數は他府縣の夫れと異なる處なきも下層階級に於ては周圍の壁は珊瑚礁石片を以て積み上げ上部を茅又は山原竹にて葺きたるを普通とするを以て住宅を蠶室に供用せしむる場合は一見中産階級以上にあざれば普通困難なるが如き感あるも本縣は屋外飼育容易にして又其の成績可良なるに依り實際問題としては其の奨励方法宜しきを得ば如何なる階級にも普及せしめ得る可能性を有す、今昭和六年一月行ひし蠶業現勢調査の成績に依れば蠶室に供用するを得る現在養蠶家の蠶室の面積別室數の郡市別表を示せば次の如し。

郡市別	二疊室	四疊室	六疊室	八疊室	十疊室	十二疊室	計
那覇	一室	一七室	二二室	八室	四室	二室	五四室
首里	一二	一〇七	一五三	四八	七	五	三八六
島尻	九一	七四三	八二〇	一九五	三六	一七	一、九〇二
中頭	六三	三三四	二七二	六三	二二	二二	一、六一九
國頭	七七	六二八	三二六	二八	二〇	二〇	二、一三八
宮古	一九	八七	五六	一三	三	三	三一一
八重山	八八	八一七	二五六	四〇	一九	一九	二、七二四
計	三五一	二、八三三	一、一六一	一九一	八九	八九	九、〇八〇

蠶具、養蠶用具の多くは他府縣より移入したるため正規の用具を完備するには多額の經費を要すると又養蠶の普及増加急激なりしたため用具の設備遅れたる憾みあり依りて縣は可成速かに蠶具の自給自足の政策を取り縣内材料にて共同製造を行ふべく指導したる結果現在は養蠶家一戸に付き平均、

- 蠶架一間半一組、蠶箱大七枚、小十九枚七、蠶簾六枚、蠶網稚蠶用四枚、壯蠶用十一枚
- 改良箱七簇分、蠶摘籠二戸に付一箇、羽籠二戸に付一箇、給桑臺五戸に付一組、寒暖計五戸に付き一箇、剪定鋏四戸に付一挺、桑切鉋二戸に付一挺、桑切臺二戸に付一臺

以上蠶架、蠶箱、蠶網等は蛾量一匁飼育に充分なるも其の他は皆不足するを以て縣は蠶具の規角統一を期すると共に不足蠶具の整備に付ては今後相當の助成を行ふ計劃なり。

(ホ) 獎勵施設

縣に技師一名を置き毎年數千圓の豫算を計上し養蠶の獎勵に努めたりと雖も特に具體化するに至りしは大正十四年十ヶ年計劃を樹立し翌十五年政府より助成費の交付を受けたる以後とす、而して大正十五年より毎年約三萬乃至四萬圓の豫算を計上し縣に技師一名技手二名を置き左記數項に付き指導督勵せしが昭和五年より技師一名技手三名、雇一名を置き益々指導統制の完備を期せり尙昭和六年八月よりは各郡市に農林技師一名宛駐在せしめ夫々各郡の指導統制に當らしめつゝあり。

1 技術員の設置 昭和元年より昭和六年七月迄首里市外五郡農會は知事の承認したる蠶業專任技術員六名を設置せしめ縣費を以て俸給の全額及旅費の六割以内を補助す。但し給料年額七百圓旅費三百圓を超過する時は其の超過額に對しては補助金を交付せず。

2 養蠶教師設置 養蠶巡回教師は大正三年以前より設置し來れるも其の數極めて少なく従つて充分の効果を擧ぐる能はざる憾あり、故に大正十四年度よりは漸次其の數を増加し、全然「暖地の飼育法」に改め尙且つ教師一人の擔當區域を縮少し指導の徹底を期せり、大正十四年度以降七ヶ年間の成績次の如し。

養蠶教師設置成績

年度別	設置ヶ所數		教師員數		指導戶數		掃立枚數		收繭額	
	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶
大正十四年	一三	一三	一三	一三	九七〇	九七〇	九四〇	九四〇	一貫	一貫

年度別	設置ヶ所數		教師員數		指導戶數		掃立枚數		收繭額	
	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶	春蠶	秋蠶
全十五年	二二	一四	一六	一四	一、四九	一、〇三	一、二六	五九八	一、八六	一、八五
昭和二年	二八	一五	三九	一四	六八	三、三〇	九九九	一、〇三	三、二七	七、一六
全三年	一九	一三	二九	一四	九四	二、七四	五九一	二、〇六	四、四六	五、五九
全四年	二九	一四	三三	二五	九二	一、九六	一、二〇	九八〇	一、〇三	五、八七
全五年	四七	一四	四七	一四	一、〇四	一、五九	一、三六	五四七	一、〇三	三、一七
全六年	三三	一四	二九	一六	九三	一、二八	一、七〇	一、六三	五、二六	九、六五

(備考) 大正十四年以降二ヶ年間晩秋蠶を缺けるは夏秋蠶に合算せしに依る。

3 指導養蠶地設置 期節養蠶教師の効果益々顯著と成り漸次養蠶業の普及に伴ひ、茲に其の經營を合理化に導く必要を認め昭和四年より調査し同年秋季縣下數ヶ町村の養蠶地を選定し、其の他農業經營状態に鑑み、養蠶の普及並に之が對策に付方針を樹立せしめ縣費を以て長期養蠶教師を派遣し、常時指導を爲さしむ、而して昭和六年よりは町村蠶業技術員配置規程を制定し技術員は沖繩縣蠶業技手と稱し二十ヶ町村に配置せり。

養蠶指導町村現状

町村名	種目	設置年度	増減		養蠶戶數	比較		收繭額
			桑園反別	減		比	較	
首里市	昭	昭和四年	三四反	八%	一七四戸	二四%	一、〇三貫	三三%
佐敷村	全	昭和四年	四三反	一〇%	一五二戸	二二%	一、一六貫	三三%

村名	全	昭和五年六月現在	昭和六年六月現在	増	加
島尻郡 具志川村	四	六	一	三	三
伊平屋村	四	一	一	六	四
美里村	三	八	三	一	二
名護町	三	九	三	六	三
金武村	一	六	九	五	三
大宜味村	三	三	三	〇	三
城邊村	二	三	三	一	三
伊良部村	四	三	二	一	四
計	四九	一、八六	一、〇三	四、九六	四

右表を總括的に見るときは

種別	昭和五年六月現在	昭和六年六月現在	増	加
桑園反別	二〇五五反	二五三四反	四七九反	
養蠶戸數	四、二七三戸	六、一五九戸	一、八八六戸	
收繭額	一一、五四一貫	一六、四四七貫	四、九五六貫	

即ち桑園に於て二三%、養蠶戸數に於て四四%、收繭額に於て四二%に激増せり。尙此の如く効果顯著なるを以て其後左

記十ヶ所を増加し蠶業技手を配置せり。

- 島尻郡仲里村、玉城村、摩文仁村
- 中頭郡具志川村、西原村
- 國頭郡今歸仁村、國頭村
- 八重山郡石垣町、大濱村、竹富村

蠶養傳習所設置 市又は郡農會をして適當なる地を選び六ヶ所の期節養蠶傳習所を設置せしめ春蠶期は男子を募集し蠶種催青より蠶種製造を終る迄、夏秋蠶期は女子を募集し、得たる收繭を以て生絲製造、屑繭整理を傳習す、縣は之に對し補助金を交付し教師を派遣し各期一年を通し七、八十名を養成し成績優秀なる者は養蠶者の指導に當らしむ昭和五年迄に養成せし員數男子二二六名女子二五五名合計四百八十一名に達せり其の成績次の如し。

蠶養練習所成績

年 度	春 期				夏 期				秋 期			
	ヶ所數	生徒數	掃立蠶量	收繭	ヶ所數	生徒數	掃立蠶量	收繭	真綿製造	生絲製造	玉絲製造	
大正十四年	三	四〇	一四、一	四、七九〇	一	一	一	一	一	一	一	
全十五年	三	五二	一七、〇	四、五〇〇	三	四	一五、〇	三、四九〇	三、八〇〇	一、八〇〇	一	
昭和二年	三	四三	一五、六	二、六〇〇	三	四	一五、五	四、四六〇	一、二六〇	四、一三五	一、四三〇	
全三年	二	三〇	九、五	二、五八〇	四	三	二、七	五、八五〇	〇、二八〇	二、九九	〇、五八九	
全四年	二	三三	一〇、五	二、七、四〇〇	三	四	一四、七	五、八四〇	〇、四〇〇	五、六〇〇	〇、四六〇	

全五年	二	二九	一一、〇〇〇	三五、五〇〇	一	四	六〇	二、一〇〇	七九、〇〇〇	一	六、七五
全六年	二	三〇	一〇、二〇〇	三五、九〇〇	一	二	三四	一、〇〇〇	三二、六〇〇	〇、一〇〇	九、四〇〇

5. 共同蠶室設置
 大正十五年度より市又は郡市町村農會、養蠶組合等に於て共同蠶室を設立したる場合、縣は其の建築費に六割以内の補助金を交付し（建築費一千圓を超過するときは其の超過額に對しては交付せず）稚蠶共同飼育其他養蠶改良經營等に關する共同中樞機關たらしめ以て一致協力の實行を期せしむ。
 昭和五年迄に設置せし數合計百ヶ所に達せり。

共同蠶室設置成績

郡市別	大正十五年		昭和二年		同三年		同四年		同五年		同六年	
	員數	箇所數	員數	箇所數	員數	箇所數	員數	箇所數	員數	箇所數	員數	箇所數
那覇市	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
首里市	五〇	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
高尻郡	一七四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
中頭郡	一九四	三	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三
國頭郡	二五五	三	八	四	四	四	四	四	四	四	四	四
宮古郡	一〇八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八重山郡	三七五	四	六	四	四	四	四	四	四	四	四	四
計	一、二二八	一九	二六	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

6. 殺踊乾繭所設置
 大正十五年度より市又は郡市町村農會、養蠶組合に於て知事の指定したる殺踊乾繭所を設置したるときは其の經費の八割以内の獎勵金を交付し繭販賣又は屑繭整理の便に供せしむ、既設ヶ所數十二ヶ所に達す而して昭和五年度を以て之れを打切以後共同蠶室に之れを附設することにせり。

殺踊乾繭所設置成績

郡市別	大正十五年		昭和二年		同三年		同四年	
	ヶ所	坪	ヶ所	坪	ヶ所	坪	ヶ所	坪
那覇市	一	一	一	一	一	一	一	一
首里市	一	一	一	一	一	一	一	一
島尻郡	二	四、七七	一	一一、〇〇	一	一一、〇〇	一	三五、〇〇
中頭郡	一	一	一	一	一	一	一	一
國頭郡	一	二五、〇〇	二	二二、〇〇	一	二、七九	一	一
宮古郡	一	二五、〇〇	一	二四、〇〇	一	二、七九	一	一
八重山郡	二	四七、七	一	二四、〇〇	一	三九、九	一	三五、〇〇
計	六	一四五、四	三	四七、〇	二	三九、九	一	三五、〇〇

7. 産繭の販賣
 本縣は從來交通不便のため産繭は殆んど眞綿若は屑絲に引き伸ばしたるに過ぎざりしが明治四十年代に至り少數の繭仲買人來縣し取引を始めたるも事情に精通せざる養蠶者は徒らに商人の奸策に陥り常に不利の立場に

あり爲に養蠶の進展を妨げたること尠からず。

大正十年以後縣より仲買人を紹介せしことありしも十分の成績を擧ぐるに至らず。

同十四年春蠶繭よりは佐賀縣鳥栖町片倉製絲所に交渉し全部同工場に販賣することとし一郡市一ヶ所又は二ヶ所に産繭を集合せしめ共同販賣の型式に依り縣並に郡市農會員、同工場よりの派遣員と共に各産繭に就き等級を附し、可及的價格の公平を期すべく斡旋に勉めたりしが從來仲買人取引に比し一貫匁二圓内外（當時一貫匁七圓内外）の差隔を生ぜしを以て養蠶家も次第に理解を高め仲買人は忽ち一掃せられ繭質の可良なるものは相當の眞價を有するものなりとの感念を深めらるゝに至れり。

大正十五年同會社は本縣に製絲工場設置の計劃を立て那覇市外宇安里に一萬三千坪の敷地を購入し直に乾繭場を建設し、又は蒸汽機關の準備を爲す等着々其の歩を進めつゝありしが、偶々本縣が天惠の養蠶地たるを知らるゝや縣外蠶種業者の來縣年を追ふて増加したるため……左なきだに豊富ならざる製絲原料繭の急減を爲せると一は昭和四年以來一般經濟界の不振に伴ふ絲價の暴落不況は終に一時事業の休止を余儀なくせられ、繭取引をも行はず今や乾繭場は同本社蠶種製造所に充てらるゝに至りたるを以て縣は繭共同販賣所の建設を奨勵し繭販賣の圓滑を期せんとし昭和六年度には名護町に二千圓を補助し之れが建設をなさしめ産繭の販賣の圓滑を圖りつゝあり。

第四節 製 絲

首里市及久米島等に於て相當多額の生絲を消費すと雖、久米島の如きは紬の原料をすら殆んど全部縣外移入生絲を以て充當し來り又一般には自家用製糸をなす者さへ尠なく遇々之を爲すものも幼稚なる座繰製絲によるに過ぎず製絲の施設として

見るべきもの尠き現状に鑑み縣は小規模ながら組合製絲工場の設置を奨勵し昭和七年には首里市に之れが建設を見んとす。

(イ) 奨 勵 施 設

大正十五年度より縣に専任技手（婦人）を置き縣下各地に十日間内外の講習會を開設し婦女子を集め、座繰及足踏製絲、玉絲製絲、眞綿製造其の加工等、土地の事情に依り適當に取捨傳習し之に依り養蠶の趣味をも喚起せしむるに勉めたりしが其の成績頗る見るべきものあり殊に昭和四年以來經濟界の不振は曳いて繭價の暴落となり自家製絲を爲す者著しく増加し其の難局を突破する一助と成り従つて一般に希望者激増し到底一人の技術員を以て之を充たすこと能はざる狀況にあり、茲に製絲指導者速成の必要に迫られ昭和五年度より、蠶業試験場に短期の講習を開始し養成せしむるに至れり。

大正十五年以降製絲講習の成績左の如し。

製 絲 講 習 成 績

郡 市 別	大正十五年		昭和二年		同 三 年		同 四 年		同 五 年		同 六 年	
	ヶ數	延日數	ヶ數	延日數	ヶ數	延日數	ヶ數	延日數	ヶ數	延日數	ヶ數	延日數
那 覇 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
首 里 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 頭 郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
國 頭 郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 重 山 郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八	九四	一四	一五〇	一三	一八三	九	一四五	二二	二六六	一九	二四一

(ロ) 産業組合製絲工場設置獎勵

首里、那覇、島尻、中頭の二市二郡を一團とする組合製絲場を設立せしめ縣は之れに對し五千圓の獎勵金を交付せむとす。

第四章 機關

第一節 蠶業試驗場

一、沿革

大正十五年度政府の助成費に依り那覇市外小祿村字安次嶺に八千六百六十五坪の土地を買收し農事試驗場蠶業部として設置し昭和三年十一月沖繩縣立蠶業試驗場と改稱し今日に至れり。

二、組織

本場は場長農林技師一名場員として農林技手四名、兼任農林技手一名、農林主事補一名、助手四名を常置し各般の業務に従事せしむ。

三、設備

- 1、土地
 - A 敷地三千八百八十七坪
 - B 桑園四千二百七十八坪
- 2、建物

- A 建物總坪數 六百三十八坪一合五勺
- B 主なる建物 事務室、蠶室、冷蔵庫、實驗室、教室、乾繭室

四、事業

- 1 試驗及調査
 - 蠶桑に關する本縣獨特の試驗調査を爲しつゝあり。
- 2 蠶種製造配付

原蠶種及普通蠶種の製造を爲し原蠶種は縣内蠶種製造者に普通蠶種は一般養蠶者に配付しつゝあるも製造額の少きに付一般の要求を充たすこと能はず。

蠶種配付數量 (廿八蛾付一枚)

郡市	大正十五年		昭和二年		同三年		同四年		同五年		同六年	
	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶
那覇市	100	300	6	26	6	1	1	1	1	15	1	1
首里市	40	45	1	19	1	1	1	1	1	1	1	1
島尻郡	80	180	298	390	292	499	200	284	208	706	944	110
中頭郡	40	80	234	233	194	199	36	40	266	524	790	183
國頭郡	100	100	160	160	366	441	533	533	441	176	228	101
宮古郡	40	70	300	90	110	390	184	443	40	308	348	113
計	300	700	1100	900	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100

八重山郡	二四〇	二五〇	四九〇	六八	二六〇	八八八	一一三	三〇〇	四九	五二〇	四三三	九四	六〇〇	四三〇	一〇〇〇	四六五	七五	五四〇
計	五五〇	八五	一、三六	一、七〇〇	一、三三八	三、〇七、五	四七	一、三三	一、八八	七〇	二、〇三	二、八〇	一、一五	二、七五	三、三二	六八五	六八三	一、三六八

(備考) 大正十五年の夏秋蠶種は同年十二月製造、春蠶種は昭和二年四月製造とす

3. 蠶種貯蔵保護

當業者の依頼に應じ蠶種の貯蔵保護をなす。

4. 蠶業技術員の養成

修業年限男子を一ケ年、女子を四ヶ月(昭和五年三月)として蠶種講習を行ふ而して男子は之を二部に別ち一部生は中等學校卒業、二部生は高等小學校卒業以上の者を入學資格と爲す、開始以來の修業生左の如し。

蠶業練習生修業者數

郡市別	昭和二年		同三年		同四年		同五年		同六年	
	男生	女生	男生	女生	男生	女生	男生	女生	男生	女生
那霸市	一	一	一	一	一	一	二二	二四	一	一
首里市	一	一	一	一	一	一	四	六	一	二
島尻郡	七	一	七	一	八	一	九	一五	七	六
中頭郡	六	一	六	一	二	一	六	一	七	三
國頭郡	二	一	四	一	六	一	一〇	一	五	三
計	二〇	一	二二	一	二四	一	七五	二四	二五	二一

郡市別	昭和二年		同三年		同四年		同五年		同六年	
	男生	女生	男生	女生	男生	女生	男生	女生	男生	女生
宮古郡	一	一	三	一	六	一	一	三	三	三
八重山郡	三	一	四	一	二	一	四	三	三	三
計	二〇	一	二二	一	二四	一	七五	二四	二五	二一

5. 一般當業者に對し講習講話を爲し必要に應じ印刷物の配付を行ふ

第二節 蠶業取締所

本縣は從來蠶絲業法未施行地として除外せられたりしが、近年養蠶の勃興、蠶種製造の激増等に依り之が取締の必要を認められ、昭和四年三月法律第十八號改正、蠶絲業法に仍り昭和五年一月一日より施行區域に編入せられたるを以て同法施行機關として蠶業取締所を設置するに至れり、而して本所を縣立蠶業試験場に併置せるも事務取扱上不便甚だ少からざるを以て昭和七年五月三十日より縣廳内に移さる。

(イ) 組織

本所の外出張所を一市五郡に置き其の區域内の蠶業取締事務を掌理せしむ而して本所に所長(農林技師兼務)一名兼技手四名、専任主事補一名、蠶業取締吏員二名、各出張所に出張主任として蠶業取締吏員六名を常置す而して蠶種検査當時は本所に蠶種検査員及助手若干名を任用したりしが昭和七年五月三十日施行手續を改正し取締所の位置區域を左の如く變更したり。

名稱	所在地	所轄區域	備考
名護支所	國頭郡名護町	縣下 國頭郡一圓	所長一名 主事補一名 兼技手五名 蠶業取締吏員二名
平良出張所	宮古郡平良町	宮古郡一圓	蠶業取締技手一名
石垣出張所	八重山郡石垣町	八重山郡一圓	同

(ロ) 事業

本所は蠶絲業法施行機關にして其の事務の内容も單一ならずと雖大体の事項を列記すれば左の如し。

A 免許ニ關する事項

- 一、蠶種製造免許
 - 一、生繭賣買免許
 - 一、蠶種賣買免許
 - 一、蠶種行商免許
- B 臨時取締事項
- 一、蠶種製造場所取締
 - 一、桑苗取締

一、蠶種検査

第五章 蚕絲業團體

事業の隆盛は其の業者の協力一致に待つもの甚だ多し就中養蠶業の如く幾多の當業者に依り生産せし繭を以て一定多額の生絲を生産せむと望むものありては、互に相結合し以て之が統一を圖るべきは斯業經營上最も緊要の事項にして亦た國家蠶絲業を泰山の安きに置く唯一の方策なりとす仍て茲に養蠶組合を組織し、技術に、經營に之が統制を謀ることとし其の數百余、員數四千八百余を以て算し當業者の六二%余に達せり。

恰も昭和六年三月法律第二四號を以て蠶絲業組合法の發布を見るに至れり而して全法發布前に於ける任意養蠶組合の分布狀況を示せば左の如し。

郡市別	昭和二年		同三年		同四年		同五年	
	組合數	同員數	組合數	同員數	組合數	同員數	組合數	同員數
那覇市	1	1	1	1	1	1	1	1
首里市	4	133	5	130	1	288	1	384
島尻郡	2	114	2	88	4	450	1	561
中頭郡	5	161	5	137	1	422	1	456
國頭郡	7	444	3	564	1	543	3	621

宮古郡	11	5	129	10	287	20	287
八重山郡	1	5	544	30	553	20	553
計	12	10	1,073	40	840	40	840

第一節 養蠶組合

(一) 養蠶實行組合

昭和六年七月十五日實施せられたる養蠶業組合法に依り縣は極力養蠶實行組合の設置を奨勵したる結果昭和七年六年末現在に於て其の數二一九、組合員數四〇一三に達せり。左表の如し。

郡市別	組合を設置せる町村數	組合數	組合員數
首里市	1	12	198
島尻郡	7	18	729
中頭郡	5	20	575
國頭郡	6	34	1,277
宮古郡	3	10	109
計	22	94	3,899

八重山郡	4	25	125
計	25	119	4,023

(二) 養蠶業組合

前項養蠶實行組合の設置に伴ひ郡市を一圓とする養蠶業組合の設置左の如し。

各郡市別養蠶業組合調 (昭和七年五月現在)

郡市別	養蠶業組合	組合員(實行組合數)	養蠶業組合長名
那覇	1	1	太田朝敷
首里	1	18	徳元八
島尻	1	20	平田嗣一
中頭	1	34	親川登喜
國頭	1	10	立石尙純
宮古	1	25	垣花惠祥
八重山	6	119	
計	6	119	

組合の事業

主として蠶種の購入繭の共同販賣斡旋をなしつゝあり。

(三) 養蠶業組合聯合會

昭和七年九月十五日創立總會を開催し、本會の設立を見たり。茲に縣下養蠶業組合の系統的統制全く成り、躍進的本縣養蠶業をして今後一層發展せしむべき氣運を促進せり。而して本會の役員氏名左の如し。

會長 山口尙章
副會長 石丸敬次 太田朝敷
評議員 徳元八一、平田嗣一、親川登喜

第二節 蠶種業組合

蠶種製造家の増加に伴ひ之れが統制と自治的發展を促進せしむるため昭和六年十月蠶種同業組合を設立すべく計劃せしも時たま〜蠶絲業組合法の制定せらる事となりし爲め始めの計劃を一時中止し昭和七年一月二十五日蠶絲業組合法に依る組合創立總會を開き同年三月三十一日附にて農林大臣より認可を得今日に及ぶ。

組合員數	蠶種製造		組合長名
	原蠶種	普通蠶種	
二四名	四、四一〇五六	一七四、九六七	太田朝敷
		六一六、〇二三	

組合事業

主として病毒豫知検査、必要品の共同購入蠶種の販賣斡旋飼育分場の訓練に力を致しつゝあり。

附録

一、大正元年以降蠶業年鑑

一ノ一 縣廳關係者氏名

年別	知事	内務部長	産業課長	技師	技手	總額	費豫算額
大正元年	日比重明	和田勇	理事官 橋本一二	一	糖業兼務 前田大吉	三二〇圓	
〃 二年	高橋琢也	和田勇	橋本一二	一	前田大吉	一、二三二	
〃 三年	高橋琢也	永田龜作	橋本一二	一	前田大吉	一、〇九三	
〃 四年	大味久五郎	島内三郎	橋本一二	一	前田大吉	一、〇九三	
〃 五年	大味久五郎 小田切磐太郎 鈴木邦義	和田潤	理事官 吉成安任 加納隆	一	一	一、九二二	
〃 六年	鈴木邦義	和田潤	吉成安任 加納隆	一	一	一、五六七	
〃 七年	鈴木邦義	和田潤	吉成安任	一	堀川隆通	一、八二二	
〃 八年	鈴木邦義 川越壯介	和田潤	技師 住田史郎	一	堀川隆通	一、三四五	

同六年	三二七	三二七	一七五	一八五	一八五	一、三五四	一、一七二	一、一五二	一、二〇三	一、一九七	二、〇三三	一、七五二	二、〇〇八	二、五八八	二、五	一、三〇	三、四	一、一五二	一、二五二	五、九六九	六、三〇	七、八八五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	-----	-------	-------	-------	------	-------

(備考)

- 一、明治三十二年以降大正三年迄ノ實戸數不明ニ付各期節中、最多數ノトキ實數ト仮定シ記入セリ
- 二、明治四十年以降大正九年迄ノ夏秋蠶飼育戸數ハ夏蠶ト秋蠶兩期ヲ合算記入セリ
- 三、大正八年鳥尻郡、大正六、七、八、九年宮古郡、大正五、八年八重山郡養蠶實戸數ト各期飼育戸數ト一致セサルモノアルモ統計表示ノマ、掲載セリ

四、蠶種掃立枚數累年表

年號	項目	那覇市		首里市		鳥尻郡		中頭郡		國頭郡		宮古郡		八重山郡		計
		春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	
明治廿五年		?	?													九三四
同廿六年																一、一九三
同三十二年		七	一													三六一
同三十五年		一七	一													二九八
同四十年		三三	一													一九三
同四十五年		四一	二													二九八
同四十年同大正元年		四一	二													二九八
同二年		四一	二													二九八
同三年		四一	二													二九八
同四年		四一	二													二九八
同五年		四一	二													二九八
同六年		四一	二													二九八
同七年		四一	二													二九八
同八年		四一	二													二九八
同九年		四一	二													二九八
同十年		四一	二													二九八
同十一年		四一	二													二九八
同十二年		四一	二													二九八
同十三年		四一	二													二九八
同十四年		四一	二													二九八
同十五年		四一	二													二九八
昭和元年		四一	二													二九八
同二年		四一	二													二九八
同三年		四一	二													二九八
同四年		四一	二													二九八
同五年		四一	二													二九八
同六年		四一	二													二九八

五、繭生産額累年表

年號	期度	飼育戸數蠶種掃立	上繭		繭		玉繭		屑繭		合計		收購ノ割合
			數量	價額	數量	單價	數量	價額	數量	單價	數量	價額	
同五年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同六年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同七年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同八年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同九年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同十年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同十一年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同十二年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同十三年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同十四年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同十五年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
昭和元年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同二年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同三年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同四年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同五年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七
同六年		三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	四、五七

同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	昭 大 正 十 五 年 元 年	同 十 四 年
計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶
六、八四三 六、〇九三 七、九三一	六、五五六 四、八八五 七、二九六	六、五二五 四、三六七 六、九九五	六、八六六 二、八九六 七、〇九二	六、六四八 三、四一七 七、〇六六	四、三三三 二、二一一 四、四八四
六、四九二 五、六一一 一、七五九	五、六一五 四、三五六 九、九七一	四、八九七 三、六四七 八、五四四	五、七三九 二、〇三三 七、七七二	六、二二三 二、五二一 八、七三四	四、三五一 一、八八〇 六、二三一
一、九六二 一、四七六 三、四七三	一、〇〇五 一、五五〇 二、七〇五	一、四〇二 八、六四三 二、三、五四五	一、五、九三三 五、三三九 二、一、八二一	一、七、五二四 五、七三三 二、三、九七七	一、三、八五七 四、五四二 一、八、三九九
一、一七、四四八 三、三、二六六 一、五〇、六八四	一、〇〇、七四九 六、三、二八六 一、六四、〇三五	八、五、一三二 四、四、三三三 二、九、四九五	八、八、四七一 二、二、七八四 一、一〇、二五五	二、六、三三三 二、六、三三三 一、四、八〇二五	九、九、二七九 三、一、三八〇 一、三〇、六五九
五、八八八 二、二、五 四、三、四	六、二、八 五、四、八 五、九四四	五、七、二 五、一、三 五、五〇	五、五、五 四、一、七 五、二、二	六、九、四 五、〇、〇 六、四、九	七、一、一 六、九、一 七、一、〇
一、六〇二 一、二、四 三、八、四三	一、一〇七 九、七〇 二、〇、七	一、〇〇六 一、一、〇〇六 一、九、六四	一、〇〇九 五、〇、七 一、六、〇六	一、二、六、一 四、七、五 一、七、三六	八、〇、四 三、一〇 一、一、四
二、五、四六 九、七、八 三、五、二四	三、一、九六 一、七、四八 三、九、四四	一、八、八、九 一、六、〇、六 三、四、九五	二、三、三〇 七、八、九 三、一、九	三、一、九七 一、〇、七二 四、二、六九	二、四、四、五 八、四、九 三、二、九四
一、五、九 〇、七、九 一、三、四	一、九、八 一、八〇 一、九〇	一、九、七 一、六〇 一、七、八	二、一、三 一、五、六 一、九、四	二、二、六 二、二、六 二、四、六	三、〇、四 二、八、三 二、九、六
六、七、三 四、七、六 九、七、四	六、〇、四 六、九、九 一、八、六四	七、八、〇 五、九、七 一、三、七	六、九、九 二、四、八 九、四、七	九、五、〇 二、七、三 一、三、三	四、九、〇 一、四、七 六、三、七
一、〇、〇 一、〇、〇 〇、八、五	一、四、二 一、四、四 一、四、三	一、四、七 一、一、〇 一、三、二	一、四、九 一、一、六 一、四、二	二、八、〇 一、六、五 二、一、五	二、〇、三 二、〇、三 二、〇、三
三、三、三七 一、六、四八 一、五、一八三	一、七、七、六六 一、三、二、九 三〇、九、八五	一、六、六、四〇 一、〇、二、四六 一、四、三、七五八	一、七、七、五、一 五、九、八、四 二、三、七、三五	一、九、七、三、五 二、七、八、六 一、五、四、九二〇	一、五、一、五、一 四、九、九、九 二〇、一、五〇
一、〇、〇、六六八 三、四、五、一四 一、五、一、八三	一、〇、三、八〇三 六、六、〇、四〇 一、六、九、八四三	八、八、一、七〇 四、六、五、八八 一、四、三、七五八	九、一、八、四、五 二、二、八、六、一 一、四、七、〇、六	二、七、〇、四、四 四、六、三 六、〇、一	六、七、八 六、五、〇 六、七、一
五、四、三 三、〇、九 四、〇、一	五、八、四 五、〇、〇 五、四、八	五、三、〇 四、五、五 五、〇、一	五、一、七 三、八、二 四、八、三	六、四、四 四、六、三 六、〇、一	六、七、八 六、五、〇 六、七、一
二、二、四三 二、二、四三 二、二、四三	三、一、〇、七 三、一、〇、七 三、一、〇、七	三、三、三、七 三、三、三、七 三、三、三、七	三、〇、五、四 三、〇、五、四 三、〇、五、四	二、九、四、八 二、九、四、八 二、九、四、八	三、二、三、三 三、二、三、三 三、二、三、三
五、四、七、四	四、七、九、〇	四、三、〇、三	四、八、三、三	七、〇、六、二	八、七、〇、〇

同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年	同 十 年	同 九 年	同 八 年
計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶	計 夏 秋 蠶
四、二八五 八、九三 五、七九二	四、二四三 三、六一九 四、九六七	三、三六四 二、一一〇 四、一四四	三、三〇六 一、三六二 四、一四四	三、一七四 二、〇一四 三、八二三	三、四三三 六、九七 二、一八四
五、二一〇 五、二一〇 一、二、四四	三、二四八 一、七一九 一〇、四二六	二、九四三 一、一八一 九、九〇五	二、三五六 一、五五四 八、七七一	一、二二三 一、一一三 二、三三四	一、四七九 七〇五 五、九七、三四
九、九二〇 一、三、三三 一、二、四四	九、四八二 九、四四 九、九〇五	八、三八三 一、五三三 四、八、一七三	七、三三六 一、五五五 四、三、三三	五、三四、三三 一、七、五八 六、九、五九一	四、九一、三三 一、〇、六一 四、四、六七
五、五、三七五 八、四、九三 五、六、八	五、五、五八 五、五、五八 九、六、八八八	四、一、二、四 七、〇、五九九 四、八、一七三	三、三、〇、七九 九、一、五五四 四、三、三三	四、六、六、六六 九、九、九三 五、六、六、八九	三、六、三、三九 八、三、三三 四、四、六七
五、五、八 六、四、二 五、六、八	九、六、七 五、四、六 九、二、五	四、九、〇 四、六、四 四、八、六	四、九、〇 五、九、六 四、八、二	八、九、〇 五、八、二 八、一、五	七、三、九 七、八、五 七、四、八
八、〇、八 二、四、六 九、五、四	八、一〇 七、五 八、八五	八、三一 八、一 九、二	二、一、五、四 二、〇、六 二、三、六〇	一、九、五、七 八、〇、九 二、七、六、六	二、三、三、八 二、九、八 二、五、三、六
一、六、五、五 四、八、一 二、一、三、六	三、二、八、六 二、二、四 三、五、〇	二、一、五、四 二、〇、六 二、三、六〇	一、二、四、五 六、五、〇 一、八、九、五	七、六、七 三、五、〇 一、一、二、七	八、七、五 二、九 一、〇、九、四
二、〇、五 三、二、九 二、二、四	二、〇、五 三、〇、〇 三、九、七	二、五、九 二、五、四 二、五、八	二、五、九 二、五、四 二、七、一	三、九、一 四、三、三 四、〇、四	三、九、〇 七、三、四 四、三、一
四、八、八 七、八〇 五、五	四、八、八 七、八〇 五、五	四、六、三 三、七 五、〇〇	四、六、三 三、七 五、〇〇	一、四、八、四 五、一、五 一、九、九、九	二、三、四、六 一、〇、六 三、三、五、三
七、八〇 一、一、四九 一、八〇八	八、七、四 一、六、五 一、〇、三、九	八、四、四 一、六、五 一、〇、三、九	八、四、四 一、六、五 一、〇、三、九	四、二、五 一、七、八 五、九、三	六、三、三 二、九 六、三、三
二、一、八〇 一、六、五 二、一、五	二、一、八〇 一、六、五 二、一、五	二、一、八〇 一、六、五 二、一、五	二、一、八〇 一、六、五 二、一、五	二、八、〇 一、二、八 二、九、七	二、八、二 二、七、四 二、八、二
一、九、七、三五 一、七、七、五、一 二、五、七、五、六	一、七、七、五、一 五、九、八、四 二、三、七、三五	一、〇、六、三、六 一、〇、九、七 一、一、七、三、三	九、六、七、七 一、六、四、〇 一、一、三、二、七	五、五、八、七、四 一、八、四、八、二 七、四、三、五、六	五、三、六、〇、六 一、一〇、一、六 六、四、六、三、三
一、〇、三、七、六三 三、三、四、八一 一、三、五、二、四三	一、二、七、〇、四四 二、七、八、七、六 一、五、四、九、二〇	一、二、七、〇、四四 二、七、八、七、六 一、五、四、九、二〇	四、四、一、二、一 七、三、二、七 五、一、四、二、九	四、七、八、七、八 一〇、五、三、一 五、八、三、九、九	三、七、八、四、七 八、五、八、〇 四、六、四、三、七
六、四、四 四、六、三 六、〇、一	五、一、七 三、八、二 四、八、三	六、四、四 四、六、三 六、〇、一	五、五、六 四、四、六 四、五、四	八、五、七 五、六、九 七、八、五	七、一、九 七、七、九 七、一、八
三、二、三、三 三、二、三、三 三、二、三、三	三、〇、一、九、五 三、〇、一、九、五 三、〇、一、九、五	三、二、三、三 三、二、三、三 三、二、三、三	三、二、〇、六 三、二、〇、六 三、二、〇、六	〇、一、九、五 〇、一、九、五 〇、一、九、五	〇、二、九、六 〇、二、九、六 〇、二、九、六
六、三、五、八	四、七、九、〇	四、三、〇、三	七、四、九、九	〇、五、七、七	〇、四、六、五

十余年前入滅せし僧頼重の開基なれば略ぼ其の年代も推知することを得本堂内の地藏菩薩は元薩州川内郡大平寺の本尊なりしを國王尙圓の靈夢に入り本堂に勸請せられたりと云ふ寺内には明治七年臺灣征伐の動機となりし琉球藩遭難民碑記及び今を距る八十余年前即ち弘化三年沖繩に渡來し九年間も滞在せし醫學博士にして且つ言語學者なりし宣教師（ベツテルハイム）の記念碑あり

崇元寺 崇元寺町の東南端にあり臨濟宗の古刹にして琉球國王歴代の家廟なり其の開基の年代には異説あるも少くとも尙眞王以前にして約四百年の星霜を閱せるは疑を容れざる處なり建築は和漢折衷の手法に成り且つ石壁の構造は甚だ巧緻を極め近年斯道大家の注目を惹きつゝあり

寺内には始祖舜天以下歴代國王の靈位を祀り昔時は支那冊封使渡來毎に國王親ら先國王の祭祀を行ふ莊嚴なる儀式ありたり門前には「嘉靖六年丁亥七月二十五日」(四百余年前)に建てられし下馬碑ありて置縣前は何人と雖も此所を騎馬又は乗物にて通行することを禁じたるものなり

孔子廟 久米町にあり泉崎橋と相對す建物は總て支那風にして今を距る二百六十年前の創立なり廟内の正面には孔聖の坐像を安置し左右には四賢（顔子、曾子、思子、孟子）の立像を配せり往時は總て支那の制に倣ひ春秋二丁（二月、八月上丁の日）の釋典の禮には國王の代理として法司官（家老）を遣はし紫金大夫以下若秀才に至る約六十名許にて莊重に行はれたるものなり現在は財團法人崇聖會を設立し春秋の祭祀を行ひ道義の向上を圖りつゝあり

域内には支那冊封使の撰に係る儒學碑記、至聖廟記等あり

三重城 那覇港右岸にあり往時屋良座森城の南砲臺に對し之を北砲臺と稱し倭コウ防禦の爲め築造せるものなり

奥武山公園 那覇港灣内に横たはる小島の尖端にして天然の勝地を利用し明治三十三年時の東宮殿下の御慶事奉祝記念の爲め開闢せり

首里市

首里城 琉球歴代の王城にして首里市の高阜に聳立し周圍九町面積一萬八千八百余坪石垣の厚さ二丈余、高さ五丈余ありて中央に正殿あり大小の殿閣之に續き城門亦十一ヶ所あり

史の傳ふる處に據れば上代天孫氏初めて此國を支配し城都を首里に定めたりと云ふも其年代詳ならず今を距る七百余年前爲朝の子舜天其の規模を擴張し其の後尙眞王に至り明朝の制を摸して大いに殿閣の美觀を添へ其の子尙清王の時代には亦倭コウの防禦に城廓を擴張せり三百余年前即ち慶長の役後は和漢兩様の建築様式を用ひ明治十二年廢藩置縣に至る迄歴代琉球國王の居城たりし所にして諸公衙亦其の内に在りたり置縣後は熊本鎮臺の分遣隊を置き南海の雄鎮と稱せられたるも日清戰役後臺灣が吾が領土となりたるを以て分遣隊も撤廢せられたり爾來歲月の推移と共に建物及び門樓の腐朽崩壞甚だしきものありたるも近年識者の間に其の保存價值を認められ正殿は已に沖繩神社の拜殿として古社寺保存法により特別保護を受くることゝなれり

大正十年には畏くも 今上陛下が皇太子として御渡歐の途次御臺臨を辱うし其の記念碑あり

靈御殿 金城町の古木鬱蒼たる森の中にあり尙侯爵家歴代の墳墓にして俗に（タマオドン）と稱す四百三十年前即ち文龜元年尙眞王が父尙圓王の遺骨を改葬する爲め築造せしものにして壯大幽玄なる琉球式の古墳三基あり一基は靈柩を安置し二基は洗骨後の靈骨を奉安する所なり外廓には「大明弘治十四年九月大吉日建立」の銘ある所謂「たまおどんのひのもん」（墓碑）あり

沖繩神社 首里城内にあり大十二年三月の創立に係り國祖舜天王、尙圓王、尙敬王、尙泰侯を主神とし源爲朝公を配祀せり拜殿は舊王城の正殿にして俗に唐破風と呼ばれ大正十四年四月古社寺保存法により特別保護建造物に指定せらる大正十五年五月縣社に昇格せり

觀音堂 山川町にあり千手觀世音菩薩を本尊とし元和四年尙豐王の創建なり土地高燥眺望絶佳四時衆庶の參拜絶えず
圓覺寺 當藏町にありて天王寺、天界寺と共に沖繩三大寺の一に數へられ沖繩に於ける禪宗の本山なり歴代尙氏の菩提寺にして今を距る四百四十年前即ち明應元年尙眞王のとき僧芥隱の開基せしものなり建物の重なるものは山門、佛殿、龍淵殿、照堂等にして佛殿には釋迦、文珠、普賢の三体を安置し龍淵殿には尙圓王以下古代國王の神主を祀れり
近年其の壁畫及建築手法が斯道専門家に依りて研究され最も價値ある古刹として矚目せらる

島尻郡

識名園 眞和志村字識名(與那原線一日橋驛より凡七町)に在り尙家の別業にして首里城の南に當るを以て往時は崎山の東苑尙家の別業に對し南苑と稱せられたり創設の年代は詳ならざるも寛政十二年沖繩に渡來せし冊封使趙文楷の撰文中(中山王新闢南苑)の句あるを以て約百三十余年前と推知せらる園内には池あり、泉あり、築山あり、飛瀑あり、山水の勝を合せ四季の眺望最も佳し勸耕臺に登れば南郊一眸の下に俯瞰せらる往時は國王百姓の田植を觀獎せられし所なり
又育徳泉には天然紀念物として特別保護になれる珍奇なる水藻(チスデノリ)生茂せり

南山城趾 高嶺村字大里西方丘上(糸満線兼城驛より凡六町)にあり往昔南山王の居城たりし所にして現在は南山神社あり
白銀堂 糸満町北端(糸満驛より凡六町)の岩窟内にあり往昔美殿なるもの、傳説と關聯し人口に膾炙す爾來町民の崇拜所となれり

中頭郡

普天間宮 宜野灣村字普天間嘉手納線大山驛より凡一里の鐘乳洞窟内に鎮座し伊弉册命、速玉男命、事解男命を祀る開基

の年代は三百余年前ものせし琉球神道記中にも(其の濫觴を知らず)とありて不明なり

昔は毎年(古曆九月)國々の參詣あり現在も一般人民の尊信厚く殊に航海安全の靈驗ありと云ひ傳ふ附近街道に沿ふて普天間橋泉と云ふ靈泉あり

中城城趾 中城村字泊(與那原驛より自動車又は馬車軌道にて伊舎堂に下車し凡十町)にあり今を距る四百七十余年前尙泰久王股肱の臣中城按司護佐丸盛春の居城たりし所なり

浦添城趾 浦添村の中央丘上(嘉手納線城間驛より凡一里)にあり今を距る七百四十餘年前即ち文治三年源爲朝の舜天の居城たりし所にして慶長の役のとき薩軍に燒かれ爾來廢墟となれり附近に浦添ヨウドリ(墓)あり

殘波岬 讀谷山村字字座(嘉手納驛より凡二里半)岬原の海中に突出せる東西四百餘間高さ數丈の斷崖絶壁にして雄大な景色を有す

國頭郡

運天港 今歸仁村字下運天にあり永萬元年源爲朝の上陸せし所と云ひ傳ふ港内水深く縣下屈指の良港たり慶長の役には薩摩の水軍此所に上陸し又近代我邦の開港前には英佛米等の外國船屢々渡來せり附近に東郷元帥の揮毫になれる「爲朝上陸之神」あり
今歸仁城趾 今歸仁村字今泊の東南丘上にあり英祖王統第四世王城王酒色に耽溺し政綱弛緩せるに乗じ今歸仁按司本城に據り自立して北山王と稱せしも攀安知に至り中山に滅亡せられたり後年此所に監守官を派し北山を鎮せしむ

滿座毛 恩納村の西海岸名護灣頭に突出せる原野にして面積約三町步全面芝生を以て覆はれ左右に名護及殘波岬を控へ

遠く伊江島瀬底島を望み風光明媚なり往昔國王此地に巡幸し〔萬人を座せしむべき勝地〕と歎賞せられしに依り此の名ありと云ひ傳ふ近くに歌人恩納ナベの碑あり

宮古郡

通池 伊良部村字佐和田下地にあり周圍各百三十間の二箇所の池にして往昔富豪の宅趾にして口碑の傳ふるところに依れば其の富豪海神の使者〔ユナイナマ〕と稱する魚を捕へ俎上にて切りしに海神怒りて海嘯を起し其の土地を陥落せしめたる跡なりと云ふ

比屋地御嶽 伊良部島の東端にあり往昔〔アカラトモガネ〕と稱する神「ヤマト」より渡來し島民に儀禮及農耕の方法を授け教導せる古跡なりと云ひ傳ふ

八重山郡

桃林寺 石垣町字石垣にあり臨濟宗妙心寺派に屬し觀世音菩薩を本尊とす今を距るに百二十年前即ち慶長十六年薩藩の使臣本島に來り島民の神佛を崇信すること無きを見て中山王に稟し同十九年延鑑翁に命じ本寺を創建せしめたりと云ふ蓋し本郡唯一の古刹なり

中津島

中津島 中津島村にあり往昔の遺跡あり其の地を「ヤマト」より渡來し島民に儀禮及農耕の方法を授け教導せる古跡なりと云ひ傳ふ

昭和七年三月廿五日印刷
昭和七年三月卅一日發行
（非賣品）

沖繩縣内務部

沖繩縣那覇市久米町二丁目四十九番地

印刷人 宮城無々

沖繩縣那覇市久米町三丁目一番地

印刷所 三星社印刷所



